

始



はしがき

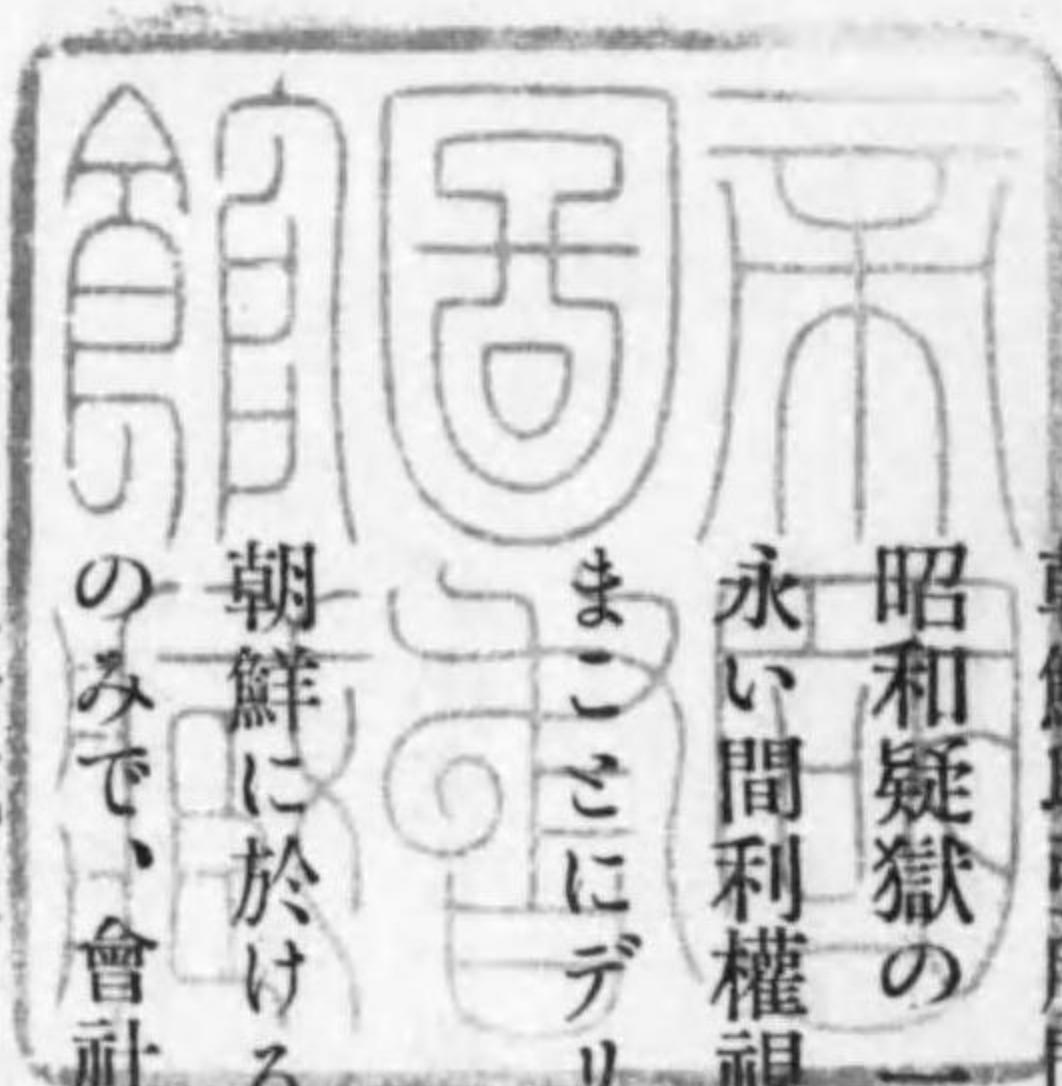
朝鮮取引所問題、

昭和疑獄の
に挙げられた取引所問題、

永い間利權視され問題視された取引所問題、

まことにデリケートにしてシーリアスな問題である。

×



朝鮮に於ける取引所は、明治二十九年設立の仁川米豆取引所一ある
のみで、會社令及取引所稅令の適用を受け、取引所法令に準據して
監督統理されて居る。そこが大正九年以來市場規則に依て認めら
れた全鮮九ヶ所にある組合組織の穀物現物市場が、延取引の名の下
に總督の許可を受けた規約、賣買規程を無視して投機市場化し清

算取引を旺行し、剩へ課税に取締に全く治外法權に置かれて居る。

×

最近二月の頃より、朝鮮中央の新聞記事を賑はした仁川米豆取引所の不平等待遇撤廢運動、利權的運動ではないが、新聞雑誌の記事に報道に、所説に、朝鮮取引所界の現状をありのまゝに觀取することが出来る、依つてそれを錄輯したのが本書の内容である。

×

題して紊亂の極に在る朝鮮取引所界現状批判と云ふ。

朝鮮の取引所界果して紊亂の極にあるか？乞ふ内容に依つて判定せられんことを！而して本書が何物か暗示を與ふるものあらば編者望外の多きする所である。

目 次

不平等を正せ……と仁取々引員の悲痛な叫び	一
取締の平等を望んで仁取々引員奮起す	三
獨り仁取にのみ何故冷酷なるや	五
仁取々引員の取締過酷問題	七
群延京城進出は確に法の缺陷	八
群山延市場の仁川進出計畫	一〇
差別問題で仁取々引員の憤起	一一
是か非か此の當局の態度	一五
此の不公平全く言語道斷だ	一七

取引所稅令內容	總督府稅務課長談	一八
仁取の金看板遂に泥土で蹂躪か		二四
仁取更生の爲大努力を拂へ		二五
法の缺陷で對策考究中だ		二七
不平等問題で仁川全府民の憤起		二九
仁取關係者大舉して差別待遇撤廢を總督府に要望		三〇
不平等待遇撤廢の運動		三一
延受場京城進出問題側面觀		三二
不正の受場を彈壓せよ		三七
取引所政策の破綻		四三
朝鮮の產業法規と總督府の態度		五〇
仁取々引員の悲鳴		五四
地方官廳は取締る所か獎勵		五六
中央と地方の取締方針矛盾		五七
紊亂せる米穀取引機關		五九
取引所と同一行爲に非難の聲起る		六九
仁取不平等待遇撤廢を決議	仁商臨時評議員會	七〇
輿論化した仁取差別待遇撤廢問題		七一
仁川商業會議所が決議を以て齋藤總督へ建議書		七一
近く仁川府協で仁取差別撤廢問題附議		七五

取締の完璧を期せ！ 仁川府議員が決議 七六

仁取市場で遂に不平等待遇の犠牲 七八

問題の取引所令出るか出ぬか 八〇

暗黒の取引所に明るき對策 八三

現物市場の投機市場化は逆轉だ 八六

全鮮内を賭場化する勿れ 九〇

仁川取引所の差別撤廢の聲痛切に響く 九三

投機市場と白衣人 九五

取引所賭博を撲滅せよ 九八

我々は正當の權利を主張 一〇二

當局の聲明を掲げて其辯明を聞かん 一〇四

取引所行政不統一と稅務行政の紊亂 一〇四

敢て殖產局長に借問す 一一

取引所令發布の機運は正に熟せり 一二

合理化されて行く延市場 一二六

三市場の合同決議に就て 一二八

延市場は何處へ行く 一三三

米界餘滴 一三六

取引所令が出れば延市場はどうなる 一三七

腐敗の市場にメスを入れよ 一三九

不平等待遇撤廃要望に就て.....一四三

我々は眞の現物市場を要望す.....一四八

仁取差別撤廃問題、罪は當局にある.....一五三

仁川府民の輿論日を逐ふて熾烈化す.....一五六

不平等を正せ.....ご

仁取取引員の悲痛な叫び

いよ／＼總督へ正式要望

振興會商議も起つ？

(朝鮮新聞)

(仁川)最近京城に進出した群山述べ市場の受け場(註—受け場は支店出張)は、正に仁取(註—仁取は仁川の
商城を蠶食するものであり、而して大なる被害を蒙らしむる譯で、仁取々引員組合では、これが防止
策を講じつゝある事は既報の如くであるが、近來取引員の業績頗にあがらず、窮境に陥つてゐるは極
端な財界の不況によるは勿論なるも一面、各地において現物市場の延べ賣買、即ち定期類似の取引を
永年の慣習とは雖も、當局が默認し來つたことにより直接影響を與へてゐるもののが如くである。さ同
時に各地延べ市場對仁取に總督府當局が、不平等にして不公平、而

して一種の差別待遇を行つてゐることにつき、囂々たる輿論をまき起してゐる。即ち延べ市場には無税にして、俗にいふ呑み行爲は勝手であり、何等の制裁がないのに反し、仁取取引員は萬分の五といふ高率な課稅があつて、取引所稅令發令以來すでに三百五十萬圓を徵收され、十店の取引員に按分するときは、一店三十五萬圓に當る莫大な金額に達してゐる。なほ取引員が僅百石の呑み行爲さへ發見された場合は、忽ち法規にてらし犯罪者として捕獲されるのは言を俟つまでもない。現物市場と定期市場は、名稱こそ相違はあるが、延べ取引の方法が純然たる定期市場のそれと何等異なることなく、いはゆる定期類似行爲を默認しながら、一視同仁にある同じ朝鮮總督府の統治下において、斯の如き不平等なる差別待遇はあるべき筈のものでなく、盲従し且つ又何時までも之を甘受し能はずといふので、仁

取引員組合は最近數回に及ぶ委員會開催差別撤廢要望方に就いて協議を行つたが、更に來る三日正午より組合總會を開き、議決の結果愈々總督へ正式要望する旨である。なほ此の問題は現在取引員組合の提唱であるけれど、近く仁友會及仁取は勿論、仁川府勢振興會(註：振興會は府勢振興を目的とする團體)仁川商議(註：仁川商所の略)にも圖り大々的質塊の貫徹を期する模様である。

取締の平等を望んで

仁取々引員奮起す

課稅及取締が仁取にのみ冷酷
直にこれが不平等を撤廢せよ

各團體結束して猛運動

(朝鮮商工新聞)

仁川米豆取引所取引員組合に於ては、六日午後零時半より同所樓上に臨時總會を開き仁取(註：仁取は仁

川米豆取引所の略、市場と群山、其他の各地で行はれてゐる延市場の間に於ける課税なり、當局の取締方法が甚だしく不平等であるといふので、之が對策問題に就き協議が行はれたが、出席者は桑野組合長を始め、丸大堆、丸福小林、丸イ今村、金メ竹多、金太新田、丸マ菰淵、丸玉金仁梧、丸富金永始、丸ウ内海の各取引員に三井同書記長、秋山仁取専務に各新聞記者等も列席し、桑野委員長及堆氏等より、之が撤廢運動開始の必要に就き雄辯が揮れ、左の決議を行ひ、午後二時散會したが、之れが 實行運動の方法に就き、商業會議所府協議會並に學組會議等に於ても夫々懇談會を開き、猛運動を開始されることになつたが、其成行は注目される。

△決議

仁取々引員の不平等待遇撤廢を期す

大矛盾と大不合理、飽迄撤廢

桑野委員長談

我仁取の取引員が過去十ヶ年間に納付した税金は、實に三百五十萬圓と云ふ驚く程の高額に上り、之を現在の取引店一戸當りに計算するときは、各戸毎に三十五萬圓と云ふ税金を納め、之が内地なら多額納税者として特別の待遇を受くるの途もあるが、我仁川では此のことがないばかりでなく、實に六ヶ敷い取締の下に置かれ、當業者としては殆ど手も足も出すことの出来ない様な状態であるが、之が全鮮かと云ふに然らずして、群山とか其他の各延市場に於ては、税金もやらねば取締も受けぬ結果、幾ら米を呑まふが、幾ら手數料を取らうが、それは全く自由勝手たるべしと云ふ状態で、茲に組合員の臨時招集を行ひ、不平等待遇の撤廢問題を協議せんとするものである。

獨り仁取にのみ

何故冷酷なるや

正々堂々撤廢主張

仁取引員 推 浩氏談

(朝鮮商工新聞)

仁取の取引員が嚴正なる取締の下に置かれ、更に莫大なる重稅を課せられてゐるに反し、實質に於て之と何ら異なることのない取引行爲をやつてゐる群山の延市場には、我取引員に對する様な取締もなければ、亦稅金をも課せられてゐない云ふ所謂、取引所と延市場の不平等問題待遇の内容に就ては二月三日の新聞に掲載されてゐる通りで、こゝに再言するを省くが、此問題に就き今回、群山の延市場なり、其他北鮮と南鮮の各地へ調査員を出張せしめ、其實際に就て詳細に亘る調査を遂げたが、取引の方法に於いて我仁取の取引員が米の百石も呑むとするなれば、稅金の詐欺だとか手數料の横領と云ふ様な六ヶ數問題を惹起するに反し、群山とか其他の各延市場は、何れも何百萬石の米を呑んでも詐欺とか、横領と云ふ様な問題は全然起らなければばかりでなく、營業帳簿とか顧客に對する通帳等は、我取引店に於けるそれより勝るとも劣

ることない其事實に徴するも、各地の延市場が我取引店以上のことをやつてゐることを確證するものであつて、同一監督下に置かれてゐる同じ國民の間に、如是甚だしき不平等の待遇が行はれ、之に對し何等の救濟の途が開かれないのは、實に遺憾の極みである。凡そ我法治下に置かれてゐる一般は、公平であり平等であることを原則とするもので、我等は何處までも不平等待遇の撤廢運動に向つて猛進せねばならぬ。然して我々が此の正しき叫びを貫徹せしむることが出來た結果は、理論上仁取市場を中心として、當局が措置を採るこすれば各地の延市場を嚴重に取締ることとなり、又各地の延市場を中心として措置するときは、重稅の撤廢なり取締手續の廢止となる譯である』さて、約一時間に亘り不平等待遇の撤廢問題に就き、其理論と實際及之が對策として六萬府民が共に起つてその必要なる所以を力説した。

仁取々引員の

取締過酷問題

仁川の大問題也と

學組議員も撤廢猛運動

(朝鮮商工新聞)

群山に於ける延市場の京仁兩地へ進出さ、仁取々引員の不平等待遇撤廢問題は、愈々重大化の兆があり、仁川の學校組合(註—學校組合は内地人の政)でも仁川に於ける當業の者恐慌は、即ち仁川全體の恐慌であるとの見地よりして、十日臨時懇談會を開き、群延(註—群延は群山延市場の略) さ仁取さの間に於ける課稅さ其取締方法に對する不平等待遇の撤廢に就き、協議を行ふとのことなるが、不平等待遇の撤廢問題に就ては、全府民を擧げて實行運動を開始する方がよいとの意見が多數らしい。

群延京城進出は

確に法の欠陥

適當な取締法がない

總督府商工課當局談

(朝鮮商工新聞)

群山延市場岸田某の京城進出に就て『商工課當局では延市場組合員の地方進出は、既に各市場とも最寄りの近接地に行はれてゐる問題で、現在として之に對する適當な取締法がないので徹底的に防止する事は至難である。併し延市場設置の根本主旨から、現今各市場が果して實米取引機關として、機能を發揮しつゝあるかは相當研究を要する所で、之と同時に組合員の組合所在地外進出も考慮する必要があり、之が取締の徹底を期するには、現行取締市場規則の根本を改正せねばならぬまでに現行法は不備であると言ふことに歸結するが、此の根本を解決するには尙、相當の研究を考慮を拂はねばならぬ幾多の煩鑽があるので、此の種の問題に對しては、差當り暫定的取締法によつて適當の措置をとる外あるまい』と語つてゐるが、要は取引所類似行為の各地延市場を現行規則によつて不文律のまゝ認容するか否かにあるが、法の缺陷あるは痛切に認識せるので、或ひは之等に刺

載され由來、問題視された取引所法の制定を促進するものと見られてゐる。

仁取當事者は大恐慌

群山の
延市場 仁川進出の計畫

仁川財界の重大問題として

俄かにその對策考究

(朝鮮商工新聞)

仁取の定期市場と殆ど同様の機能が發揮出来る上に、稅金もいらねば別段官憲の取締も受けるこない、群山の延市場が京城まで手を延はして、非常な成績を擧ぐる状態にあることは、一般の知るところであるが、群延は更に米

の本場である仁川への進出を計畫し、之が開業に就て各般の準備を急いでゐることの報が傳へられ、仁取當局では恰も晴天に於ける霹靂の如く大恐慌を來だし、之が對策に就き目下研究が行はれてゐることとなるが、萬一之が實現する場合は仁取の自滅と同時に、仁川の財界に大影響があるものとして識者間に憂慮されてゐること。

仁川警察署調査を開始

前記群延の仁川進出云々の問題は、未だ實現といふ程度までには至つてゐないが、萬一之が實現することになれば、仁取を中心と經濟的にも亦社會的にも重大な問題が惹起する虞があるので、権渡署長は萬一の場合に備へる爲、目下各般の調査を急がせてゐるとの事である。

差別問題で

仁取々引員の憤起

總公職者も起ちて

愈々總督府へ陳情

(朝鮮新聞)

(仁川) 一視同仁の總督治下にありて仁取(註仁取は仁川取引所の略)對地方延べ市場に總督府當局が不平等不公平にして、差別待遇を行つてゐることは、昭和聖代的一大痛恨事であつて、仁取取引員として到底しのび得ないところであり、速に撤廢されんことを要望すべく、過日來數回に亘り組合總會開催、更に十七日正午よりその實行方法に付き協議したことは前報の如くであるが、愈々府協議會及商業會議所その他あらゆる公職機關に諮り、之が實行委員となつて本府當局へ接衝、飽までも目的の貫徹を圖るべく、蹶起することとなつたのである。因みに十八日早朝仁川府及び商業會議所へ、取引員組合より提出した文面及び、新田組合副委員長並に村田仁川府協議員の述べた要旨は左の如し。

株式會社仁川米豆取引所取引員組合

委員長 桑野 健治

不平等待遇撤廢要望に關する件

拜啓春寒料峭之候彌々御清穆の段奉大賀候

陳者朝鮮に於ける取引所界の現狀を觀るに、各地に清算市場存在し、我が仁川米豆取引所のみ取引所たるの名稱を有するが故に、獨り取引所稅令の適用を受け、環境の不良に搗て加へて賣買取引を抑壓せられ、市勢年々共に萎靡振はず、吾人取引員は日夜孜々營々必死の努力を拂ふこ雖、到底、此の頽勢を挽回する能はず、三十有五年の歴史を有する朝鮮唯一の取引所たる金看板は、今や

全く泥土に委せられ、取引員營業の特權は、取引所稅を課せらるるご取引所たるの桎梏を受くるにあるご云ふも、敢て過言にあらず。

大正十年取引所稅令の發布に際し、當局は稅源の涵養上相當の保護を加へ、苟も定期取引類似の行爲あらば嚴重に之を取締を旨を聲明せられたり、而して吾人は其聲明に倚靠すること既に十年、而かも此間與へられたるは、遺憾ながら抑制の二字に盡く、現物市場ご云ひ取引所ご云ふも、異稱同體、實質に於て何等異なるなきに當局は、彼に莅むに自由放任を以つてし、吾に干涉抑制を以てす、隆替の因て繫る所又自明の理なり、熟々ご惟みる一視同仁

の總督治下にありて、不幸にして吾人は此の境遇に座す、昭和聖代的一大痛恨事にして何ぞ堪へん。

茲に組合總會の決議を以て、這の不平等なる待遇の撤廢を要望せんこす、敢て他意あるにあらず、願はくば貴職の明鑒を仰ぎ、併せて何分の御援助を賜度謹而本書を机下に呈す。

恐惶頓首

是か非か

此の當局の態度

新田副委員長語る

吾々は取引員として、一萬五千圓の身元保證金を納めてゐるが、延市場では三千圓の信認金で營業し、吾々には取引税を課せられ、すでに參五十萬圓も納め、非常に嚴重な取締を受け、帳簿の記載一つ違つても八釜敷くいはれるのに、延市場は、軽い地方税を課せられ、取締など全然ないから、呑行爲は自由勝手で手數料と稅金を免れる、我々は百石でものめは直に營業停止か、除名處分される。それはかりでない、根本に於ては延市場は銘柄賣買であるから、格付による代用受渡しは出來ない筈だが、之又自由である。そうしてその格付表でも先方は勝手次第に制定變更するが、我々は一々當局の認可を受けねばならぬ。本來からいへば延市場では、差金取引の目的を以つて賣買することは出來ぬここになつてゐる。それに一ヶ年千數

百萬石の差金取引が行はれて、何等の制裁を加へられない。我々は今日となつて見れば、むしろ此の儘現物市場が認めらるゝならば、我々にも現物市場と同様のことを行はしてもらひたいと思ふ。然しそれには稅令に依つて拘束されるから、法律を無視する譯にいかぬ。そこで結局は此の不公平不平等の待遇から遁れようが努力する外に途がない我々の要望する處が、是か非か、何人も取引所界の現状を查察して充分の御同情を賜はりたいものである、云々。

此不公平

全く言語同斷だ

府議員 村田 孚氏談

(朝鮮新聞)

取引員組合の不平等待遇撤廢の叫びには、大いに共鳴する。吾々素人からかんがへても尤もなこと

であると思ふ。例へば貸座敷業者が許可を受けて、娼妓稼業をなさしめるに仲々むづかしい。即ち公衆衛生又は風紀等の點から當局の嚴重な取締を受ける。然るに若し旅館業者なり飯食店が、自分の内の雇ひ女に若し、公々然と娼妓稼業を行はしめたならば當局は放任して置くであらうが。又貸座敷業者は之を黙つてゐるであらうか。當局としてもあれは貸座敷だから取締る、之は旅館又は飯食店だから取締らないとはいへまい。今の取引所と現物市場に對する措置は、全く如上本末を顛倒した差別待遇の極である。取引所に利弊の伴ふことは免れぬ。それでも取締る必要がなければ、仁取を現物市場と同様に取扱ふか、現物市場を取引所と同様に取扱ふか正しく明るく強い政道に、此の不公平にして差別待遇あることは誠に嘆すべきことで、我々は擧つて仁取の爲に、その要望の貫徹を期すべきである、云々。

取引所稅令内容

水口稅務課長談

大正十年四月各新聞所載

歳計の需要を充さんと爲め、新に取引所稅を設くるの必要ありて本日取引所稅令を公布し、來る廿一日より施行せらるゝ事と爲りたるを以つて、例に依り同稅令の内容に付き大要説明を試みんとする。元來本稅は株式會社仁川米豆取引所及其の仲買人にのみ適用するものにして、一般的課稅に非ざるもの。取引稅は委託手數料の形にて各賣買委託者の負擔に歸着するものなるに付き、他の特別課稅とその趣を異にし、比較的廣き範圍に之を周知せしむるの必要あるを以つて、茲に新聞紙を通じて一般の了解を求める所なり。取引所稅は之れを取引所稅即ち取引所に対する課稅と、取引稅即ち仲買人に對する課稅とに區分す。取引所稅は取引所の收益に課稅し、取引稅は賣買移轉の際生ずる利得の一部を捕捉せんとするものにして、前者は取引所が納稅者なると同時に擔稅者なるも、後者は仲買人は單に法上の納稅者たるに止まり、租稅の負擔は實際において各賣買委託者の負擔に歸着すべき事を希望せるものなり。從つて取引稅は之を間接國稅として取扱ふを普通とする。斯の如く取引所稅と取引稅とは各その本質を異にするも、徵稅技術の便宜上取引所稅と總稱した

るものなり。而して取引税は取引所における定期取引に依る賣買各約定金高に對してのみ課税するものなるも、取引所税は取引種類即ち直取引たるを延取引たるを問はず、苟くも取引所が賣買手數料として收入する金額は、總て課税の客體として取扱ふものなり。尙本令は取引所の意義即ち其の組織及取引の範圍、並に種類等に付き何等の制限を附せざるを以つて、現今においては仁川米豆取引所にのみ適用するも、将来取引所の名稱の下に有價證券、又は各種貨物の賣買取引を爲す場所を設くるものあらば、取引所税の負擔を免れざるものなる事を注意するを肝要す。取引所税は賣買手數料收入金額の百分の十取引税は、賣買各約定金高の萬分の五の割合を以つて賦課するものにして、課税標準額は取引所又はその仲買人の申告に依るを原則とするも、申告なき時、又は申告を不相當と認める時は、府尹において之れを調査決定するものとす。取引所税は其の月分を翌月末日までに、取引税は其の月分を取引所を経て翌月末日までに納付

すべきものにして、取引税の納付に付いては取引所をして之れを取纏め、送納するの義務を負はしめたるのみならず、取引所は仲買人の納稅保證の地位に立ち、若し仲買人において納稅せざる時は取引所において、之れを代納する責任あるものとす。畢竟取引税は其の相當額を委託手數料に包含せしめ豫め委託者より收納するを例とし、委託手數料は更に取引所と仲買人との間において分配せらるゝものなるを以て、分配の機會に於て先づ以て取引所が取引税相當額を控除し、之れを取纏め置くの便利あるを以てなり。納稅保證に立たしめたる事由は、仲買人の業務上の利益は取引所の信用に依り確保されるゝものにして、且取引所は其の所屬仲買人を選択するの自由を保留せるを以て、所屬仲買人の取引より生ずる各種の義務に付き、保證の責に任んぜしめんとする一般通理に依りたるものとす。尙取引税は之れを間接國稅として取扱ふ結果、稅令の違反者に對しては刑事裁判の手續きに依らず、稅務官吏が間接國稅犯則者處分法に依り、夫れゝ罰科金を決定通告するの權能を留保し、以て處務の圓滑さ迅速を期する事とせり。本令を制定するに當り、朝鮮には未だ取引所その仲買人の取締に關する實體法（取引所令）存せざるを以て、稅源保護

上遺憾の點多しきの理由にて、少くとも取引所以外において定期取引ミ同一、若くは類似の取引を爲すべからざる事、及び取引所所在地における本店以外に仲買人の營業所を設くる事を得ざる事、その他二三の規定を加へんとする議論ありて相當有力なりしも、稅令中に此等の實體法を加ふるは穩當ならざるのみならず、刑法會社令及市場規則等に夫々相當取締りを爲し得る規定あるを以て、是等諸法規の内容の一部を變更してまで、加ふるの要なかるべしとの事由に依り、之れを省く事ニセリ。然れども稅令中に取引所及仲買人の取締に關する實體法規の制定の有無は、決して稅務官吏の本稅取締についての權能に大小多少の差を生ずるものに非ずして、内地の實例

において取引所法（取引所稅法に非ず）の實施は、一に稅務官吏の嚴正にして周到なる取締に依り、其の完璧を期しつゝあるが如く、朝鮮に在りては仁川取引所以外、假令は有價證券又は穀類の現物市場等において、定期取引ミ同一若くは類似の取引を爲し、又はその他不正の取引を爲す等、苟くも租稅の逋脱を圖らんとする者あらば稅務官吏において、取締上寸毫も假借する事なく直ちに司直の府の活動を促し、その裁斷ミ相俟つて稅源の維持及び涵養に努力せしめんこす。それが爲め近日稅務官吏に對し、常に極めて嚴正の態度を以つて本稅の取締りに從ふべき旨示達する見込みなり。

仁取の金看板

遂に泥土で蹂躪か

待遇の不公平撤廃せよと

先づ取引員組合蹶起す

(朝鮮商工新聞)

株式會社仁川米豆取引所の取引員組合では、曩に決議された不平等待遇の撤廃問題に就き、十七日臨時總會を開き、實行委員の選任さしが實行上の協議を行ふところあつたが、新田義民氏議長席に着き

群山延吉仁取の兩市場は異稱同體、實質に於て何等異なることなきに當局は、我仁取市場に對しては苛酷なる稅金を課し、嚴重なる取締を以てするに反し群延市場に莅むに自由放任を以てす。一視同仁の總督治下にあり

て誠に遺憾の極みであり、昭和聖代の一大痛恨事で我々の堪へ得ざるところである。

さて、大いに熱辯を揮ふて氣勢を揚げ、仁川六萬民のバンの問題に影響を及す此の問題は重大であるから、府内の各公職者ごも十分聯絡を保ち、大々的の運動を起さねばならぬご結び、仁川府尹商業會議所各公職者其他の各關係方面へも、不平等待遇撤廃に關する實行方の援助をもごむるご同時に、關係官廳へ凄まじい陳情戰を開始することにして散會したが、之が實行委員には桑野組合長の外各取引店主ご市場出入關係者、並に府協學組商議の各議員等が當る筈だ。

仁取更生の爲

大努力を拂へ

不平等待遇撤廃に就て

京畿道評議會員 河野竹之助氏談

仁取が三百五十萬圓からの税金を納付して、何等の保護を與へられない結果が爆發して、今日の不平等待遇撤廢の叫びとなつて現れたのである。要するに取引所には取引所の使命があり、現物市場には現物市場の使命があつて、其の本分を守つてゐれば何も兎や角の論もなければ、經濟上害毒をながす様なことはない。然るに仁取々引員が云ふが如く、現物市場が其の本分を忘れて奔逸に取引所以上勝手氣儘なことをしては、仁取の權益は蹂躪せられ日々衰頼に傾くは理の當然で、のみならず一方には高率の税を課し剩へ嚴重に取締を加へ、一方は申譯的課稅をし何等取締をしないといふことになるご、如何に仁取諸君が資力信用充實し、多年の經驗に富むとも、到底それに對抗し得よう筈がない。自分は本問題に就て種々考へて見るが、結局は各本然に立歸り本然の機能を發揮せよと云ひたい。然しそれが今日の場合各自の云々。

法の缺陷で

対策考究中だ

仁取の不平等待遇撤廢問題

土師商工課長談

(朝鮮商工新聞)

自制に依ては不可能であらふから、官憲の力に俟つ外ない。官憲も取締法がないなどと生ぬるいことを云はず、法がなければ立法權に依るなり、或は臨機の行政權に依つて、一定の方針を示して貰ひたい。それには當局に勇氣と果斷があつてほしい。こそ今日に至らしめた罪は何人か、蓋し推斷するに愚の骨頂である。吾々は仁取更生の爲めに、一大努力を拂はねはならぬ、云々。

仁川云引所組合では、群延市場の京城受場進出に端を發し、爾來之れが差別撤廢を高唱すると共に唯一の既得権を楯に今回、當局に對し平等的待遇を要望するに至つたが、右に對し土師商工課長は語る。

仁取組合の要望せる平等待遇の要旨が、仁取稅額の低減にあるか、或ひは延市場稅の引上にあるか聊か諒解に苦しむ所である。若し單なる稅額の變更要望であるとするならば、稅務關係との折衝もあるので、そう簡単には運ぶまい。併し本問題の原因に就ては、本府でも法の缺陷から生じた事を認めて居り、目下之が對策につき折角考究中で、早晚具體的成案を見ると思ふ。尙ほ延市場の差金授受問題は、果して實際上行はれてゐるかどうかは相當調査を要し、且つ頗るデリケートの問題だけに、頗る研究の餘地を存する譯で、之に對し即決的にイエスノウを言明することは避けたい。要するに本問題は多年考慮研究された事柄だけに、大體方針としては見當がついてゐるが、之を法律的にのみ解決せず、所謂經濟上實際問題とも關連せる重大問題なので、根本方針の確立までには尙相當の時日を要するだらう。

不平等問題で

仁川全府民の憤起

繁榮を阻害すると、

目的の貫徹に猛進

(朝鮮新聞)

(仁川)仁取々引員に對する總督府當局の不平等待遇撤廢の聲が、取引員組合に依つて一度擧げらるゝや、關係當業者は勿論一般府民においても、目下經濟界不振の折柄、同問題は仁川府の繁榮を阻害する重大問題として、一齊にこの實現に向つて憤然として起つた。即ち仁川取引所は仁川繁榮の源泉であるとして、過般の京城移轉に際しても全市を擧げて反対したのである。而して仁取の母體は取りも直さず、取引員自體である事は論を俟たないところであつて、取引員の内容充實は即ち仁取繁榮の源泉をかんようする事である。然るに、仁取最近の狀況を見るに、全鮮六千萬石

と稱される期米賣買の一割千二百萬石を出ない不振狀態にあるが、これは當局の仁取に對する不平等待遇の結果に外ならず、各地延市場がその實質において、仁取同様の取引を敢行しつゝある結果であれば、今般の不平等撤廢は過去組合員が仕拂つた、三百五十萬圓の代價として何等の保護を蒙らざるのみか、却つて抑制されてゐた組合員の當然の叫びであるとして、その正當の主張に共鳴し、取引員を盛んならしめるは仁取の繁榮であるがなし、全府民は仁川を愛し仁取を愛し永久に仁川の隆昌繁榮を計るべく、こゝに取引員を援助し、各團體においても仁取擁護仁川繁榮の爲め、當局の不平等待遇撤廢に憤起することになった。

仁取關係者大舉して

差別待遇撤廢

を總督府に要望

(朝鮮新聞)

(仁川電話) 鮮内延取引と仁取市場に對する、總督府當局が差別待遇を行つてゐる事は、一視同仁の總督治下にありて昭和聖代的一大痛恨事であるとなし、これが速かに撤廢を迫り、平等而して公平なる待遇に改められん事を要望すべく、過日來數回に亘り、仁取々引所員組合が臨時總會を開催し協議した事は、る報の如くであるが現にその實行方法に就き、十七日正午より組合樓上において臨時委員會を開催した結果、仁川府協議會及び仁川商業會議所に此れを計り、取引員組合は勿論のこと、愈々大舉して本府に陳情すべき事を決議した。その傍ら不平等待遇撤廢要望に關する件としたる不審書を認め、十八日仁川府氏尹及び商業會議所會頭あて提出する事となつた。

不平等待遇

撤廢の運動

取引所稅令の適用に關し

仁取々引員組合起つ

三二一

(京 城 日 報)

仁川米豆取引所取引員組合は、地方延市場と仁取市場が異稱同體で、實質において何等異なる所なきにも拘らず、獨り仁取の取引員のみに取引所稅令を適用し重稅を課し、嚴重な取締を行つて居るに反し、その他の市場は單なる地方稅で、しかも自由放任の立場にある事は、仁取の發展上大なる打撃を蒙るものとして、その對策につき、再三臨時總會を開き考究した結果、當局が地方延市場定期類似の行爲に對し取締が出來ないさせば、不平等待遇の撤廢を要望するの外なしこ意見一致し、同組合では仁川府尹にその理由を陳情するご同時に、商業會議所その他各公職者に援助を求め、差別待遇廢撤の運動中である。

延受場京城進出

問題側面觀

某消息通の談

(朝鮮毎日新聞)

延受場(莊一延受場とは市場の支店)の京城進出が斯界の問題になつて、仁取々引員が不平等待遇撤廢を叫び出したことは重大なる社會的意義がある。

其の前提として京城に、微々たる一受場を開設したこと、何故に仁取取引員に非常な衝動を與へ又取締るべき法規が依存しないからと云つて、當局が之を放任して顧みない態度を取つて居るか、妥當でないことを考察する必要がある。抑延の受場が今日突如として、京城に初めて發生したものでは、少くとも其正體の暴露するまでは、仁取々引員も一般も、左程問題視しないたらうが、此の種受場は既に全鮮に亘つて百を以て數ふる程存在し、社會に流して居る害毒夥しいものがある。即ち是等の殆ど全部は、某市場組合員の支店出張所、又は注

三三一

文取次店と稱し、客の委託を受け其の注文を喰ひ合せ、或は自ら客の相手方となり正當に市場に於て賣買取引を行はずして、之を爲したるかの如く裝ひ、客を瞞着して居るやうに聞へて居る。従つて向賣買に依り生すべき損失の危険負擔はあるけれども、通信費も要らず市場の賣買手數料は勿論、少許であるが地方税を納めなくとも済むから、格別の經營費も要らずしてやつて行けるので、委託手數料が丸取になり其の上向賣買に利が乗れば、之が餘得となり之に反し損になれば資力相應の辨償をして呉れるのが上々吉で、尻を捲つて逃げる云ふ無手勝流の戰術をさつて居るらしい。

それから某市場の組合員と、客との間に締結せらるゝ受詰契約準則なるものをみると、賣買注文は市場に賣買の附出をなさずとも効力があるといふ珍妙な條項がある。組合員の賣買は、凡て市場に於てこれを爲す約束の下に、市場を組織してゐる團體でありながら、呑み行爲勝手次第の規定をおいてあるのも變たが、斯くして税を逋脱しても宜いやうに出來てゐる、巧妙な遣り口には驚嘆の外はない。素人觀では斯かる契約は如何にも公序良俗に反する契約のやうにおもはれるが、此の點に付、法曹家の所見をきくといものである。此種受場

の影響をうけて群山の市場も漸次影が薄くなり、仁取不振の原因ともなつてゐるかどうかは知らないが、類似の受場が京城に迄進出してきて、更に其數が殖ゆる可能性があるのであるから、仁取々引員が繩張りを荒すとか、権益侵犯たゞか云つて對策を講ずることは、決して無理とはおもはれぬ。たがしかし正當不正當の差はあつても、仁取々引員が京城に米クラブを經營してゐることも感心しない、しかし仁取賣買高の大部分が該クラブを經由する注文であつて、これを撤廃することは取引員營業を廢止する結果に歸着するのであるから、誕生の途が開けない限りこれを廢止することは至難だらう。假にこれを廢止したら延受場式のもの簇出して、其の弊一層甚だしきものとなることは斷言して憚らない。

次に法令不備の爲めに賭博開帳業と撰ぶなき營業が、如何に跋扈跳梁しても仕方がないでは、爲政者の健在を疑はざるを得ない許りでなく、朝鮮産業の堅實なる發達を阻害することを如何共せん、誠に憂慮に堪らない。又之を財務行政の見地より考察しても、取引所の取引に對しては重稅を課

し、過去十年間に三百数十萬圓の税金を收めて居るのに、延市場の取引に對しては、名目だけの課税をして居る許りでなく、前記の如く脱税があつても、之を防遏しないことは甚だ衡平を失して居る。延市場に對する課税率の引上及同防止は、貧弱なる朝鮮の財政にござりては好箇の税源であるに拘らず之を閑却して居ることは、明晰なる頭腦の持主である役人にも似合はぬやうだ、尤も米は國民の食糧であり、且朝鮮産業の大宗であるから税率の低きことを無きを理想とするならば取引所の取引税も輕減し、彼此の取引に差別を置かぬ方が宜い。

終りに内地の實跡を見るに、明治二十四、五年頃までは延市場式のものが到る所に散在して、其弊實に甚しかつたので、政府は二十六年に取引所法令を制定公布し、之を废除したことがある。此點に付いては朝鮮の現状は、恰度内地の明治二十四、五年頃に髣髴たりだ。法令がなければ取締が出来ぬものなら、之を制定したら宜いではあるまいか。世は一九三〇年に入り、テンボの早いのを超スピードが凡てに高調せられつゝある現在、遲滞ながらも現内閣は産業合理化を叫んで居る。然るに本府は曰く、商工會議所令曰く、保険業令曰く

信託令曰く、取引所令曰く、何々等を制定するの公布するのと掛聲ばかりで、一向斷行しないので一般は曰く、事勿れ政治曰く、掛聲政治と蔭口を云つて居る。政治の要諦は民心をして倦まざらしむるにあることは千古の金言である云々。

不正の受場を

彈壓せよ

仁取差別待遇撤廢問題に就て

仁川商業會議所評議員 古川文道氏談

(朝鮮新聞、朝鮮毎日新聞)

過日各新聞紙上に、群山問屋業組合委員長の名を以て、仁取及延市場の受場(註 受場とは支店出張)即ち支店出張所問題に就て、仁取に對し反駁して曰く、仁取の禁札何の權威ありやとか、仁取に他を批

難する資格ありやどか逆襲を試みられたが、仁取の云ふ所は差別待遇の撤廃要望であり平等則差別にせよ云ふのであつて、延市場の支店出張所即ち受場なるものを禁止せよと要望して居るのでない。混沌たる朝鮮取引所界の現状に於て所謂、受場問題の如きは全く枝葉末節の問題であつて、仁取の云ふ所は根本の問題であり、現物市場と取引所を判然たらしめよと云ふのである。即ち總督府令の市場規則に依つて許可せられた、現物市場本來の趣旨に従つて組合規約賣買規程を勵行せしめ、米穀經濟上現物市場たるの機能を發揮せしめよと云ふのであるから、誠に條理整然たるものである。我が仁川商業會議所に於て去る十五日、評議員總會の決議を以て總督宛に建議書を提出するに至つたのは、全く此の道理に即して取引員組合の要望は無理からぬことであると認めたからである。若し現物市場の組合員諸氏が、組合の憲法たる組合規約を初めとし、賣買

規程迄も無視して現状のまま推移するならば、それは市場規則に依る現物市場を非認する行爲であり、越權の沙汰である。當局としては當に彈壓を加へて然るべきだ。法治國に於ては法令の範圍内に於てのみ自由は存在する。而して延市場の組合員が支店出張所を設くると否とは、現行法制上毫も抵觸する所はない、即ち合理合法であり自由である。如何に金看板の仁取と雖も、之に對しておせつかいする所は更にないのである。然し乍ら根本に於て現物市場に於ける賣買取引は、現物の受授に依つて決済せらるべきものでない。べきものであり、差金の受授に依つて決済せらるべきものでない。即ち規約第四十條及四十一條に明定する如く、市場組合員は差金受授の目的を以て賣買するを得ず。且又穀物の生産者賣買業者其の他の特に穀物現物の取引を必要とする者以外の者より、賣買注文を受く

ることは出来ない。故に此の原則は支店出張所に於ける受託にも、當然適用せらるべきものである。仁取に就てこれを見るに、營業細則第三十四條に依つて支店出張所は禁止せられて居る。而して現在に於ても取引員は之を設けて居ない。斯く云へば京城に於ける米俱樂部は如何ぞ反問せらるゝが、あれは元々會員組織であつたものが、遂に獨立の營業者を生するに至り、現に國稅營業税を納めて居るもので、取引所法を以てすれば第十一條ノ四第二項本文に該當するものである。朝鮮に於ては單行の取引所令無き爲自由營業であつて、定期取引の委託の代理媒介及取次を營業とするものである。而して此の營業者は京城のみでない。仁川の地元にも俗に註文取扱つて戻り口錢を收入として營業をして居る。地元の營業者が禁せられずして京城の營業者を禁止する譯には行かぬ。云ふ迄もなく取引所の定款營業細則は、取引員を束縛するのみである。内地に於ては註文取營業は法の禁ずる所であるから、各店の外交員と云ふ名稱の下に活動して居る。過般新聞紙上に商工課長談中法の缺陷である云々とあつたが、此の點であると思ふ。繰返して云ふが、延市場の組合員が支店出張所を設けることは自由であ

るが、仁取の取引員は禁止せられてゐる。然し乍ら定期取引の委託の代理媒介、及び取次を營業する者より註文を受くることは自由である。總督府の膝下にあつて、若し京城の俱樂部なるものが不法のものであるなれば、今日迄存續すべき筈がない。又取引所としても之れを放任するものでない。嘗て京城に限り取引員の支店公認の營業細則變更を、當局に申請しようとしたことがあるのは、此の獨立の營業者が築生するより却て、取締上好結果を齎すものと信じたからである。而して現物市場と取引所の別なく支店出張なるものを經濟上、又は法律上觀察するに取引所として一ヶ所に賣買を集中し、普く取引所を利用せしむるごと見地に立てば、取引所の機能を發揮せしむる上に役立つものであるが、反面呑行爲の行はれ易き弊害があつて、支店出張所が一つ賭博市場化する虞がある。況んや群山市場組合員の如く、呑行爲勝手の受託契約を爲すに於ては法律上、之を見るに委託者と意思を通じて爲す場合は、市場の相場に依り差金授受を爲す賭博行爲であり、意思相通ぜざる場合は、手數料を騙

取する詐欺であり、又一方的に賭博意思の存在する公序良俗に反する契約ともなり、賣方と買方を接近せしめ、差金決済を爲さしむるは取引所類似の施設を爲し、其の施設に依つて取引したものとなり、取引所法があれば處分を免かれぬものであり、又市場規則から見れば無免許市場の開設となり事態に依つて種々様々の違反行爲となるのである。而して仁取に於ては取引所税令施行の結果、嚴重なる取締を受け呑行爲は絶無となつたが、呑行爲自由の契約を爲す市場に於ては、可なり弊害の存することを想像に難からぬ所で、延市場組合員の受場設置は自由であるが、其の間行はれ易い諸種の不正行爲に對しては、一般の營業と同様司法官憲の取締に俟つべきであつて、不正業者に對しては充分なる査察を遂げ、寸毫も假借するなく彈壓を加へられんことを希望する所で、それが取引所並に現物市場の健全なる發達を助長し、兩々相俟つて朝鮮米穀經濟上其の機能を發揮せしむる所以であると、斷言するに憚らぬ所である、云々。

取引所政策の破綻

延市場の進出

(東亞經濟時報)

群山延市場の京城進出は、新に又朝鮮取引所問題に一石を投した觀がある。新に云ふのは朝鮮取引所問題は古くからの問題で、己に一石も二石も投せられ、京取仁取の合併問題の挫折、某方面疑獄事件の發生其他幾多の波亂があり起伏があつて、却つて解決の時機を失ひ、人の噂も四十五日で世人は將に忘れ掛け様として居る所へ、群山の延市場京城進出問題が突發したからだ。

が、延市場の進出とか、出開帳とか云ふ問題は、今日に始まつたのではない。之は相當に古い問題であつて、近來のラヂオの普及は餘程其の發展に力を添へて居り、京城だけの問題ではなく、全鮮殊に南鮮の主要都邑には大抵出開帳をやつて居るのである。

一體、是は善い事か悪い事か、是非の論は何れにも立つであらうが、間々夫れが弊害を伴ふ事は認めずはなるまい。内地の取引所法が取引員の支店とか、出張所とか云ふもの、自由設置を認めぬの

も、理由はそこにあるし、又他人が取引の媒介とか取次とか代理とかを禁ずるの理由も、或は其の邊にあるたらう。

然るに我が朝鮮では、法令の斯る方面を律するものがない。組合員間の規約とか業務規程とか定款とかに於て、心ある當事者は法令に代へて自發的に規定をするとか、申合をするとかするであらうけれども、其の實行勵行は商賣上の利益の前には往々にして破られてしまふ。表面から破らないでも抜け道を講ずる。そして夫れが習性となり漫性となつて、何人も怪しむものがなくなつてしまふ。例へば京城の米俱樂部と稱するも、如きは其の一例である。群山の延市場の出開帳を俟つて之を論すべきではない。既に業にそれはあることだ。活ける事實だ。久しい間の存在だ。大きく云へば朝鮮に於ける市場取引上の特色ある制度である。

政策の放棄

然るに此の問題に對して總督府當局は、今日に至るまで何等の措置を講じて居らぬ。法の不備である缺陷であると、他所事の様に云

つて居る。實に此の問題に就てのみならず、所謂現物市場とか延市場とか云ふものは、殆ど悉く總督府當局の容認する範圍なり限り度なりを超えて取引をやつて居る。今日全鮮の現物市場を點検して見て何處が果して總督府の注文通りにやつて居るのであらうか。そんな事項は恐らく一箇所もあるまい。

我等は曾つて聞いた事がある。

『曰く朝鮮人は古來、投機を好むが故に、朝鮮には取引所は容易に許されないのである』と。之は恐らく、併合以來の總督府の傳統的方針であつたであらう。總督府の取引所政策の根本主義であつたらう。

然るに何ぞやな。今その取引所政策の大破綻を見よ。穀物市場は今や取引所以上の取引所ではないか。傳へ聞く所に依れば總督府は、現物市場は一道一箇所主義を以つて許す云ふ事である。之によるご、全鮮十三箇所の現物市場が現はれる可能性がある。そして現今の穀物市場見た様なものが、十も十三も出來たさしたら、總督府の傳統的取引所政策はどうなるであらう。極端なる制限主義禁壓主義の放棄でなくてそれは何であらう。

取引自由主義、それは必しも不可させぬであらう。投機取引の開放それは必しも非ざするに及はない。併しながら解放するならば、よろしく解放主義の立前の下に解放すべきものだ。解放し度くはないが破れたのだといふのでは意氣地がなさ過ぎる。

待遇の不公平

更にこゝに今一つ、よろしきを得ざることがある。それは解放と制限とが公平を得て居ない事である。取引所政策が無意識の裡に偏頗に流れて居る事である。今回の群山延市場京城進出問題で、一番反感を買ったのは仁川側である。總督府に陳情するやら委員長が群山に出向いて談判を試みるやら、相當の刺激と衝動とを與へて居る。其の云ふ所は蓋し待遇の不公平である。

群山が京城へ進出して來たさて、仁川は實は之を黙視せねばならない事である。由來、米俱樂部なるものは仁川側が本家本元である。何も群山が己の眞似をしたからさて、怒られる義理ではない。弟子が出來た位に考へて寧ろ喜ばねはならない筈だ。然るに仁川側は之を悦はないばかりか、猛烈なる反抗を試みて居るやに見ゆる。これは抑も何故だらう。待遇が不公平であるからだ。

總督府の取引所政策は、仁川取引所に就ては十年一日の如く、内地流の厳格さを以つて其の權威を恣にして居るからだ。幾多の市場が

今や解放されて天下を横行するに際し、仁取獨り制縛に喘いで居るからである。固より仁取近年の不振を、此の制縛に歸して了ふのは當を得ない。それは他に重大なる原因の存することあるけれど、兎も角も其の桎梏に悩んで居るのである。仁取が今日現物市場の取締を云爲する亦決して故なしこしないのである。

対策ありや

然らば之が對策をさうする。これは今さなつては相當に困難を伴ふ問題である。解放と自由とを結果する默認主義を現状のまゝ押し通すか、禁壓主義制限主義の昔に引き戻すか、その何れを探るかこれが問題である。今前者を續行するとする。穀物市場側は双手を擧げて萬歳を絶叫するであらう。總督政治を謳歌するであらう。市場天國の出現を悦ぶであらう。それに引き替へ仁取は泣く、否泣くばかり

か、徐々に潰滅するであらう。現物市場派が悦んだり、仁取が泣いたりすることは取引所法制上の言葉で云へば、會員組織の市場が勝つて、株式會社組織のそれが敗亡する云ふことを意味して居る。會員組織が取引所の根本原則たゞすれば、或はそれでよいかも知れぬが、殘骸は片つけねばならぬ。それをさうして始末する。

今若し後者を探るか。相當に根を張つた取引上の慣行を打破しなければならない。膨脹したる或る者を舊殻に押し込めなければならぬ。これが云ふ可くしてなかく實行の出來ぬ問題である。取引上の事は必要と利便との爲には、何者も犠牲に供しやうとして居る。否さうして今日迄突き進んで居るのが南鮮の諸市場である。これが整理も是正も實はさう容易な事ではない。總督府は二者何れを採用するか。恐らく方針は其の折衷であらう。が要するに斯う云ふ方面に對する政策なり、方針なりを定めてからでなくては、取引所令なんど出せるものであるまい。實を云ふこ朝鮮の取引所令

は證文の出し遅れで、今や著しく時期を失して居るといふべきである。

朝鮮の産業法規

總督府の態度

(朝鮮經濟新報)

一

朝鮮には未解決なる産業關係法規山積して居るが、總督府當局者はいつ迄經つても相變らず調査中の一言で世間を茶化し、頗る呑氣千萬な態度を示して居る。之が爲めに起るべき事業は起らず、又折角生れた事業も本來の目的に向つて邁進する能はず、換言すれば窮屈なる命令が足手纏となつて進退自由ならず、全く兩難に陥つて居るものもある。或は又特殊法規若くは特許なくては營業不可なる事業を、自由營業の儘に放任して置いたが爲め

その事業は進路を誤つて横道へ外れ、爲めに大なる害毒を流したものもある。即ち這般京城に於ける大正信託會社の不仕末曝露の如き、未だ生々した血の滴る様な事實であるが、之等は會々當局の怠慢失態を物語るホンの一の事例に過ぎない。勿論大正信託の不仕末事件の如きは、一から十迄當局を責むべきものに非ず、事業經營當事者の手腕とその心事对付ても疑問の點がある。又慾に目が眩み得體の知れぬ會社と取引をした一般民衆には、全然手落ちがなかつたとも云はない。併し方今世相險惡となり、放つて置けば生き馬の眼玉でもクリ抜かれ相な時に當つて、元來特殊法規の下に非ざれば存立を許さざる事業を放任して置いた所に、當局の重大なる責任がある譯である。

二

併し信託會社の不仕末曝露に對しては、當局者も多少狼狽したものか昨今法規實施に關し、頻りに準備を進めて居る様である。遲滞を乍ら過を改むることに氣の付いたのは結構なことである。這般京城に於て催された全鮮信託同業大會に臨席した林總督府財務局長は、この點に關し率直に事實を肯定し、且つ述べて曰く『朝鮮には事實上信託事業は存するのであるが、未だ

之に關する法令は實施の運びに至つて居なかつた』とて從來の當局者ならば斯る場合に於ては、得てして聽き苦しき自己辯護を試み、官權を笠にきて平氣の平左で澄まし込んで居るのであるが、君はさるこけ威し的態度に出でずアツサリ事實を肯定し、如何にも民衆と共にこの意を仄目かした所は、遠はと思はしむるものがあつた。斯くて出づべくして出てなかつた信託法令の實施も、今や時日の問題となり朝鮮の信託事業にも漸く一縷の曙光を認めて來た。

三

然るに未だ出づべくして出でない産業法規は、總督府各局に堆積されて居る。今其顯著なるもの一二三を見れば殖產局丈けでも、商工會議所令を初めとして取引所令、保險業令等の大ものが泰然として

腰を抜かした儘である。遞信關係では電氣事業令が十年一日の如く坐礁の態である。殊に商工會議所令の如きは、數年前今日が日にも實施を見る様に喧傳されたが、未だに影もかたちも見へない。内地の如き既に數年前に法令實施され、從來の商業會議所の看板を掛替へて居る。滿洲の如きでさへ朝鮮を飛び越へ、一ト足先きに新時代の要求に應すべく看板を替へて居る。又彼の取引所令の如きも、十年一日の如く調査中を繰り返し居るに過ぎぬ。然るに今や鮮内の取引所の實體を見れば極度に紊亂し、全く收拾すべからざる醜態に陥つて居るではないか。而して今日の實況としては下手に取引所令を實視すれば財界に大なる波瀾をさへ捲起す禍因が、ソコ此所に尖端を現はして居る。即ち無策臆病なる當局者では殆ど手の下し様なき状態である

その他保険業令、電氣事業令の如き今日果して如何の状ぞ。茫洋として何時實施さるべきか全然窺知するこすら許さざる有様である。即ち林局長の言を借りて云へば、既に嚴たる事實は存するのであるが、他の當務者には事實と法令との關係が、明瞭に響かぬが如くである。法治國の官憲としては全くなつて居ない。夫れにしても今や我が經濟組織は更始一新を要する重大危機に臨み、内地當局の如きは新規施設に日も維れ足らざる有様である、朝鮮當局はいつ迄怠業の意か。

仁取々引員の悲鳴

(朝鮮經濟新報)

最近鮮内の穀物延市場中には出來高増加し、非常な發展を示して居るものがある。然るにこの延市場は彼の現物市場規則の支配を受くるもので、取引所稅令による課稅なく只地方稅を課せらるゝ丈け

である。従つて仁川米豆取引所の如く、取引所稅として國稅を賦課せらるゝものに比すれば、取引員の負擔等にも大なる徑庭がある。而かもその實質的價値から見れば、仁取々延市場との間に大なる相違を認め難いのである。茲に於てか自然簡易取引所たる延市場は、益々發展するに反し仁取市場は衰微する一方である。近時財界不況の度を加ふると共に、取引不振に陥つた仁取々引員は遂に悲鳴をあげ、地方延市場に於ける定期類似の行爲に對し、取締が出來ないこせは、不平等待遇の撤廃を要望するの外なしこなし、再三組合の臨時總會を開き對策を講究したが、愈々當局に向つて陳情すると共に、一方商業會議所その他の公職者に向つて援助を永め目的の達成を期して奮起した。併し此處まで發展して來た延市場に對し、今更に急激な措置を講ずることも困難なるべく想像されるが、總督府當局が之に對し果して如何なる態度に出るか、大に注目に價する所である。

地方の官廳は

取締る所か獎勵

實効至難の要望

(京城日日新聞)

仁川取引所と群山大邱延市場が、機能を殆ど同じくせるに拘らず、仁取は取引税を負擔しその結果賣買上の監督頗る嚴重たが、南鮮延べ市場は地方税を負擔せるのみで國税を納入せず、賣買上の呑み行爲を默認されるため手數料の高低や、委託者の便不便となり、取引所は寂れ延べ市場は繁榮するに至つてゐる。此の不平等の取締りを仁取取引員關係者は、總督府に要望徹底を期するさいふが、然も本問題は大正九年以來十年越しの問題であつて、その間幾度もなく仁取關係者は總督府に具陳し、本府は形式的に、延べ市場の投機化取しまりを地方廳に發してゐるけれど、地方廳はその地方の繁榮や、地方市場税の財源たる市場の賣買取しまりをするどころか、むしろ獎勵の形にあるのと、一方此の延べ市場取締は、市場規則の勵行乃

ち市場規則第二條の建玉轉賣買戻しを禁ずざいふにあるから、之れを勵行する事になると同じく、市場規則によつて許されてゐる京取市場の賣買にも及び、當局として簡単に片づけがたく特に南鮮延べ市場は鮮米移出上の機關として有力な機能を發揮してゐるため、今日では如何ともしがたいものと曰はれてゐる。從つてさうにもならぬ現状の統理は取引所令の發布にまつ外ではなく、仁取取引員關係者の要望はいふだけであつて殆ど實效はあるまい。

中央と地方の取締方針矛盾

仁取の貢獻認めよ

取引所は取引所として保護して貰ひたい

仁取組合委員

内海清藏氏談

(朝鮮新聞)

(商工新聞)

(朝鮮毎日新聞)

我々も現物市場の必要は充分に認める。然しそれは現在各地にある名のみの現物市場でない、純然たる現物市場で實物の受渡を爲し、差金取引を行はない現物市場である。去る二月十六日付大阪朝日新聞の記事に依るごとく、内地では明治二十九年農商務省令第一號を廢止し、新たに正米市場規則を發布せらるゝ様に見受けられる。其の案文に依るごとく『正米市場に於ける賣買は差金の授受に依り其の決済を爲すことを得ず』と規定してある。實際現物市場、換言すれば實物市場又は正米市場なるものは現物取引の機關であるから。差金の授受に依る決済を必要としないのである。然るに朝鮮に於いて『清算取引の爲の現物市場であるあることは、一ヶ年千數百萬石の賣買高に對し、受渡が四五萬石しかないのに見ても明かで、全く取引所を變りはない。然らば此の現物市場に於ては、差金取引が許されてゐるかと云ふに決してさうでない。各市場の組合規約を見るごとく市場に於て差金授受の目的を以て賣買取引をなすことを得ず』と明定してある、吾々は當局が何故に此の規定を勵行せしめずして、放任して置かれるか實に了解に苦しむ處で、從來屢々此の點に就ては當局に御願ひしたけれども更に其の效果がない。二月二十日附の京城日々新聞記事にある通り、地方官憲は取締る所が寧ろ獎勵せらるゝ

様な嫌がある。我々が本府當局に陳情するごとく嚴重に取締ること云はれる
が、中央と地方との間に取締の方針に相違がある様に思はれる、それで我々は
此デリケートな市場の取締は本府に専任取締官を置いて、地方的情實に泥ま
ず、一定の方針を確立して取締られたなら、現行の市場規則でも充
分に取締の效果を擧げ得るものと思ふ。當局に於ても我々は既に三百五十餘萬圓
の國稅を納付し米穀經濟上は勿論、財政上にも貢献しつゝあるから取引所として保護して頂きたい。
我々が不平等待遇撤廃を要望するは、平等則差別にして貰ひたいと言ふのであつて敢て現物市場に墮せしめよと云ふのではない云々。

紊亂せる米穀取引機關（鮮文和譯）

差金取引所横行、地方農村荒廢

朝鮮は生産品としては米穀の外ないのであるから、自然其米穀集散地には米穀取引機關もなくならないことはあるが、昨今朝鮮各地に名を穀物市場と稱し、差金取引を目的とする空賣買が盛に行はれ、産業の機關完備せられざるに由り、堅實なる職業に就く機會少なき朝鮮人、甚しきは地方農民迄が其空賣買投機市場に集中して結局産を倒し、各方面に社會的幣害を釀成する傾向の顯著なるは、一種の憂慮すべき現象である。朝鮮の米穀取引市場は二種類ある、其一は定期取引所の仁川米豆取引所であつて、又其一は京城群山木浦大邱釜山鎮南浦新義州元山江景等に於ける穀物現物市場である。仁川米豆取引所は明治三十二年、當時仁川居留日本人が仁川駐在領事の認可を得て設立し、大豆の定期取引所を開始したものである。明治四十三年朝鮮總督府設置後一般取引所の新設は之を一切許さなかつたが、仁川米豆取引所のみは既存の沿革を尊

重する意味に於て、特に其の存續を認められ今日に至つたのである。而して元來差金受授の賣買を許した定期取引だけに、其の設置以來朝鮮人産業に對し助長發達を與へたるよりは、弊害の釀成が一層多かつたのは勿論である。

穀物現物市場は明治三十九年釜山に、明治四十三年群山に設置せられたのみであつたが、其後經濟状態の變遷に伴れ漸次各地に設置せられ、其取引方法が現物市場の本旨に違背し、弊害助長せらるゝに鑑み、總督府に於て大正九年四月遂に市場規則を改正實施し、改正法令を根據として取締監督を一層嚴重にする精神の下に前記九個所の穀物現物市場の設置を公認したのである。

×

斯の如く市場規則を改正し穀物市場を公認するに至つたのは、要するに其の市場規則を根據として弊害釀成を徹底的に防止する一面には、產業の堅實なる發達を助長せしめんが爲めであることは云ふ

迄もない。然るに爾來、各地穀物市場の發展狀況を見るに、其の中には有名無實にして何等穀物現物市場として、職能を發揮し得ざるものもある反面には、群山大邱の如きは元來米穀の多量集散する處だけに市場設置が公認されてより、米穀の賣買頗る殷盛にして一年賣買高一千萬石以上に達する盛況である。然し其の發達の狀況を呈する内容を見れば、市場規則の精神に順應する賣買を見るべきは極く小部分に過ぎずして、純然たる投機を目的とする賣買が其の大部分を占めて居る。其の穀物市場の組合員は、當局の監督及ばざるを奇貨とし、否當局に於いて默認する機會に乗じあらゆる商略を盡して、無制限に空賣買の注文委託を吸收するに努力して居る。其の空賣買の注文委託を吸收する手段として最近、都會地は勿論純朴なる農村に迄其の出張店取次店を濫設して、天真爛漫なる農民の群を差金受授の投機の巷に誘致し、朝鮮の寶庫たる三南地方の農村

を見事に荒らして居る。其の商人の魔手は益忌憚なく、公然其の暴威を發揮しつゝ穀物現物市場の内にも、最も甚しきものは群山現物市場である。群山市場には各地の投機者類が雲集して、全然差金受授の目的を以て公然と賣買を盛にするは勿論にして、其の群山の附近光州裡里全州太田等には百戸、農村にも群山現物市場仲買店の出張店取次店を設置して、一時は其の出張店取次店の數、百三十餘個所に達したさきもあつたが、現在にも其の出張店取次店の數七十餘個所ありと云ふ。

群山現物市場を中心として、斯の如く多數の賣買注文委託を吸收する機關を擴げて、斯様な投機賣買の習慣手續に經驗なき地方農民を誘引するから、其處に一旦足を踏出す農民は云ふ迄もなく直に破産である。其の投機巷に身を投じてから各自意の儘に、賣買を爲し得らるゝとしても結局は破産するの外途ないのであるのに、其の所謂仲買店に於いて來客の糞糞を搾取する手段が又奇恥を極むるものがある。當局が顧みざる機會に乘じた商人としては、出來得る限りの搾取手段を盡すのが寧ろ商人の

根性を云ふべきである。其の擇取する手段の一例を擧げて見れば、即ち來客に於て賣なり買なりを當初仕掛くるときには、其の時が現物市場賣買立會中なると否とを問はず直に其注文に應ずる（現物市場に於て賣買相手方を求めて賣買を成立せしめずして、仲買人自身が其の相手方となり賣買相殺するから、市場には賣買の付出を爲さず所謂呑行爲となる。）然し乍ら其來客に於て仕掛け利害が判然さなつて、轉賣又は買戻を爲さむとする際に其の當時が客の損なつた場合には、仲買人自身の利さなるのであるから、直に其注文に應じて賣買を成立せしむるが、之と反対に客の利さなる場合には仲買人の損なるので、其の節は賣買相手方なしとの口實を以て其の注文に應ぜずして、相場か再び變動を生じて客の利益が減殺されたときに、初めて其の賣買を成立せしむるを云ふ手段を取るので、現物市場の來客は相場を當て得なかつたときは勿論損であるが、當て得たときは雖、容易に利益を收められないのである。

群山現物市場仲買人、來客間に於て爲す委託契約なるものが、斯様に仲買人意の儘に爲し得らるべき出來て居る。其契約第三條が次の如くである。

受托者指値注文或は成行注文に對し、他に賣買出來値あるときと雖、實際の狀況に依り受托の全部又は一部を施行し能はざるも委託者は此に對し異議なきものとす。

前項の場合委託者の爲めに利益なりと認めたるときは、若は便宜なりと思惟したるときは、其の當時の出來値に依り、又は出來値なきときは公平なりと思ふ價格に依り、他の委託者を相手方とし賣買成立せしむるか、又は受託者自身自ら相手方となり其の注文を整ふることを得。

但し此の場合市場に對する附出を省略するも異議なきものとす。
前記取引契約なるものが、受託者に於て自由自在に委託者を擇取し得べく出來たのである。それが當局に於て認可を與へられたるものであろうか？ 然りとせば即ち當局に於て其の弊害を醸成助長せしめたものであると云ひ得るのである。

弊害を防止せむが爲めに改正せられたる市場規則に依り、公認せられたる現物市場に於て、斯の如く受托者本位の行爲を公々然に敢行し、其の弊害言語に絶し、三南農村が殆んど荒廢するに至りたるも、當局に於ては斯の如き惡法を改正せず、其の本意那邊にあるかを疑はざるを得ないのである。當局に於ては適用取締るべき法令なきが爲めである云はれるのであろうか？吾人の見る所に依れば現行法令の範圍内に於ても、能く其の弊害を防止し得る筈である。現下群山米穀商組合規約に依れば第四十條に「市場に於ては差金受授の目的を以て賣買取引を爲すを得ず」^さあり、第四十一條に「組合員は穀物の生産者、賣買業者、其の他特に穀物現取引を必要とする者以外の者より賣買の注文又は

委托を受くることを得ず」^さある。其の規約なるものが少くとも當局の許可を受けたるものなるを以て、其の組合員として其の規約に違背するものありさせば、其の組合に於いても同規約第六十四條の制裁を加ふべきものであり、又當局に於ては市場規則第七條の三の規定する所に依り、前掲取引委託契約の如き變更を命じ得べく、且つ其の組合規約には差金受授を目的とする賣買取引を爲すを得ず、^さ規定したるにも不拘、其の實際に於いては全然差金受授のみを目的とする空賣買を、其の組合の市場に於て爲すのみならず、各地出張店、取次店に於いても忌憚なく敢行するに對しては營業の禁止、又は停止其他適宜の措置を取り、公衆の利益を保障せざるべからざるのであるが、當局に於て其の市場規則を活用せず不問に付するから、其の米穀商組合に於ても亦其の規約違反者に對し所定の制裁を加へざるのみか、寧ろ相互競争的に法外の行爲を敢行し、收拾すべからざる弊害續出し朝鮮産業上憂慮すべき現象を呈するに至つたのである。之を放任するのが誠意ある爲政者の取るべきであろうか？之が朝

鮮産業政策の正體なりとせば、實に言語道斷の政策なりと云ふべきである。

×

當局に於て朝鮮取引令を多年懸案さし、今に其の發布を見ざるは、要するに取引所の濫設は産業上有益なる作用を爲すよりは、それに伴ふ弊害を憂慮するが爲めたと思ふのである。然るに實際に於ては其の取引所令の制定の有無に不拘、朝鮮各地に實質に於て取引所類似、寧ろ夫れ以上の行爲を恣にする機關が現物市場仲買店の出張所、其の他のものを合せて其の數實に百個所以上である。文化の程度産業の施設が朝鮮とは遙に異なる日本内地に於ても、全國を通じて取引所數僅かに數十個所に過ぎざるも、尙ほ其の整理統一の必要を論議する今日に於て産業の幼稚なる朝鮮に表面上の取引所として仁川米豆取引所のみであるが、實質に於ける取引所類似の行爲を爲す、機關の百個所以上の濫設を放任するが如きは

朝鮮産業の爲めに寒心に堪へざる所である。朝鮮取引所問題の爲めに去年は未曾有の事態を既に演出し、民間に於ては斯の如き紊亂せる現象を呈し居るも、之が處斷整理の策を施さざるは爲政當局の大失政なりと謂はざるを得ないのである。即ち當局の猛省を促す所以である。

取引所ご 同一行爲に

非難の聲起る

米穀現物市場

(大阪朝日新聞朝鮮朝日)

(仁川) 近時鮮内各地の米穀現物市場が現物市場の域を越えて、清算市場たる取引所と殆ど同一商行為をなしてゐるに對し、その課稅および取締法が兩者非常な相異があり、その間取引所側の不利甚大なものありて、その差別の撤廃または現物市場の延行爲に對し、市場規則をもつて嚴重な取締をなすか當局の確たる態度の要求は度々取引所側より請願されたものであるが

最近現物市場の無制限なる延行爲は、益々取引所を壓迫すること多く、かくては仁川取引所のみならず、延いては仁川繁榮にも影響するところ大なるものありて、商業會議所では二十二日役員會を開催、同問題を附議し取引所關係方面と相呼應し、當局に對し速かに同問題の解決を要望することとなり、近日評議員會を開會決議するはすである。

仁取不平等待遇

撤廃を決議

その他重要事項を附議

仁商臨時評議員會

(京^ト城^ト日報)

仁取の不平等待遇撤廃問題、およびその他重要事項を附議すべき仁川商議臨時評議員會は、十五日午後四時五十分から仁川公會堂に於て開會（中略）仁取の不平等待遇撤廃要望問題に移り岡本書記長の説明の後、堆浩氏は仁取取引員組合が本案を提出するに至つた事情を詳述し、古川深見永井（房）の諸氏これに賛成し、満場一致をもつて左記建議案を可決した。（仁川）（次頁參照）

輿論^ト化した

仁取差別待遇撤廃問題

仁川商議が決議を以て

齊藤總督へ建議書

(仁川)仁取々引員組合に對する當局の不平等待遇撤廢要望は、今や仁川六萬府民の輿論化し、各團體においてもその實現にまい進しつゝあるが、仁川商業會議所でも十五日評議員會を開催、決議を以て齋藤總督に左の建議書を提出する。

建議書

吾が朝鮮には市場規則に依つて、許可せられたる組合規約及賣買規程の勵行せられざる穀物延取引なるもの多年慣行せられ、加之市場以外の各地地方まで隨所に組合員の出張所設置せられ、何等官憲の干渉制裁を受くることなく、公然平穩に營業を繼續せり。一面鮮内唯一の定期取引市場たる仁川米豆取引所は、取引所稅令に依りて高率の國稅を負擔するのみならず、會社令の適用を受け

て嚴正なる法規の下に諸般の監督に抑壓を加へられ、營業上頗る不利益の立場に在りこす。

右兩者を比較對照せむか何人ぞ雖奇異の現象に一驚を喫すべし、現時の延取引が實質上に於て純然たる定期取引なることは、今更説明するまでもなく當局の能く諒知せらるゝ所なりと信ず。

曩に大正十年朝鮮取引所稅令發布の際、當局は取引所當事者の陳情に對し稅源涵養上相當の保護を加へ、苟も定期取引類似の行爲は嚴重に取締るべき旨を聲明せり。爾來茲に十年延市場は何等の干渉制壓を被ることなく、壓倒的勢力を以て發達を遂げ年々數千萬石の定期類似の取引を敢行せり。同じくこれ定期取引の行爲に

して一は、何等取締法規なしとして公然脱法行爲を敢てし、一は嚴重なる法規の拘束と高率の國稅を賦課せられ、その間何等の保護を加へらるゝこゝなし、これ仁川米豆取引所取引員組合が不平等待遇の撤廃を要請する所以にして、誠に滿腔の同情を以て慎重に考慮せらるべき問題なり思料す。

延取引が定期類似の取引行爲なることは、儼然たる一の事實にして而かも既往十年間、無法規のまゝに放任せられて事實の發生を馴致せしめたる今日、これを取締るべき何等かの法規を制定せらるべきは國家が國民に對する當然の責務なりと信ず。仁川米豆取引所取引員組合が一視同仁の保護を要請する、誠に事情不得止も

のあるを痛感す、仰ぎ願くば明鑒を垂れ、延市場の取締及組合規約並賣買規程勵行を嚴達せらるゝと共に、仁川米豆取引所の權益を擁護せられんことを懇請に堪へざるなり。

右評議員總會の決議に依り及建議候也。

昭和五年 月 日

仁川商業會議所會頭 吉田秀次郎

朝鮮總督子爵 齋藤 實殿

近く仁川府協(註)府協とは府協議會の略にして内地の市會に準する諮問機關なりで

仁取差別撤廃問題附議

一般からいよ／＼重大視

緊急動議で提出か

(朝鮮新聞)

(仁川)仁川商業會議所では、去る十五日の評議員會の決議に依り来る二十五日頃評議員中より委員を選び、齊藤總督に仁取差別待遇撤廃要望を建議する爲め上城する筈であるが、問題はいよく市民間にも重大視せられ、近く開催のはこびがなつてゐる府協議會においても、緊急動議として同問題を附議する事となる模様である。

穀物現物市場の

投機市場化を抑制

取締の完璧を期せ！と

仁川府協議員が決議

(朝鮮新聞)

(仁川)仁取々引員に對する總督府當局の不平等待遇撤廃の悲痛な聲が取引員によつて擧げられて、

すでに一月餘その當然なる要望は、今や仁川六萬府民の輿論化しさきには仁川學校組合が決議をしてその撤廃を要望し、次で仁川商業會議所においても臨時評議員會を開催して、萬場一致同問題に關し不平等待遇撤廃の建議書を齊藤總督に提出したが、仁川府民の輿論を代表する府協議會では二十二日午後三時、道評議員候補者選舉終了後引き続き懇談會を開き、席上村田孚議員の提案に依り満場一致左の決議文を齊藤總督及渡邊京畿道知事宛提出すると共に、此後擧つて目的貫徹に邁進する事を決議した。

決 議

當局は速かに穀物現物市場の投機市場化を抑制し、其の取締の完璧を期すべし。

理 由

我が朝鮮に於て公許の取引所は、株式會社仁川米豆取引所一あり

て二なし。然るに各地の穀物現物市場は其の規約賣買規程を無視し、全く投機市場化し何等取引所を選ばなし。而して仁川米豆取引所のみ獨り取引所税を課せられ、嚴重なる取締を受く秕政極まれり云ふべし。這般取引員組合が不平等なる待遇の撤廢を要望する対に故なきにあらず。

依て茲に府協議會員懇談會を開催し、全員一致右決議し以て當局の反省を促し併せて本決議の實現を期す。

仁取市場で

遂に不平等待遇の犠牲

痛手を負ふた丸富

涙を呑んで廢業

(朝鮮新聞)

(仁川)總督府當局が仁取々引員に對する不平等待遇は、昭和聖代的一大痛恨こなし今や取引員のみならず、仁川六萬府民の輿論化して最近商業會議所においては臨時評議員會開催、總督府へ提出すべき建議案を可決したことは既報の如くで、近く委員選拔の上陳情に赴く手筈となりつゝあるのであるが、久しい間不平等待遇をうけて來たことによる仁取引員の痛手は、決して輕微なものでない。地方延べ市場が往年の組合員を支持し、依然として市場の繁盛を保つてゐるに反し、當時約三十店の取引員を擁した仁取が、近時僅十店足らずまでに減少したのは、果して何に因するものたらうか。時代の變遷而して財界不況の爲であるは勿論なるも報の如く總督府より不平等待遇をうけて來たことが、その主な原因

ござれてゐる。永年古き歴史を有しすくならぬ顧客を得てゐた取引員丸富は、遂に二十日廃業することとなつたが、最近における所謂不平等待遇の犠牲者として、同業者より多大な同情を寄せられてゐるごとに丸富自らも當局の不平等待遇が、たゞへ間接的にせよ影響した結果廃業のやむなきに至つたことにつき、今更ながら悲憤の涙をしぼつてゐるといふ、仁川府民の挙げた差別撤廃要望に對し、今後當局の措置如何で、或は取引員の廢業續出を見るに至るかも知れないご各方面から注目されてゐる。

問題の取引所令

出るか出ぬか當局の肚裡如何

輿論の紛糾を考慮、方針確立未だ遠し

取引所令は果して發布されるか？

(釜山日報、朝鮮商工新聞)

市場取締規則に準據して設立された現物市場に對する取引所類似行爲の有無、並に二ヶ月に亘る限月取引の是非に就ては由來、同業者間の宿題として討議研究された結果、遂に輿論は取引所法の設定に傾いたが昨年來より頻發した某々事件の爲、遂に頓挫の已むなきに至つた折柄、今回群延市場受場の京城進出に端を發した仁取對現物市場の差別撤廃問題は、明かに此の種の營業に對する確然たる取締法規の設定を見ざる所謂、法の缺陷たるは何人も認容する所で由來、行惱み狀態にある取引所令は之等の諸事情を導火線として、促進發布さるべしこは一般的の觀測する所であるが、然し這是表面に現はれた單一的事情のみを基本とした觀測で、本問題の裏面に精通せる某消息通方面では左の如き推測を下して居る。

現行取引所法によつて認可された仁取がありながら、更に現物市場としての延取引を默許するのみならず、仁取仲買店と同様に受場を他地に進出せしむるに對し、何等の制裁取締をなし得ないのは明かに法の缺陷を物語るもので、之を機會に假睡状態にある取引所令の發布を促進するものと觀測するは當然の判断である。

由來朝鮮の取引所問題は一種の利権視され、その實態に於て當局の方針と離反する嫌ひあるため、折角の立案も實行上に於て支障を來す計りでなく、假りに發布することとしても目下内地に於ける地方小取引所の整理合同方針に即することときは、全鮮一取引所制を探る外はないが、然し現今鮮内各地に散在する七延市場の實情から見て、直に單一制を適用することは到底不可能である。

さりとて支所制を設くるとしても、七市場の内何れを支所として存續し又廢止するかは、地方經濟の消長に甚大な影響あるのみならず、之に依つて生ずる地方的輿論の紛糾を考慮する要あるなど、諸事情が本令の發布を行惱ましめてゐることは明かな事實で、以上の見地からしても這次の仁取對延市場の差別撤廢要望を以て本令發布の促進を云爲するは早計で、況んや當局が群延に對し、受場撤廢を強要せる等の事實に照しても取引所令の確立までは

尙幾多の年月と曲折があるものと見ねばならぬ。

暗黒の取引所に

明るき対策

我々の望むところ

仁川學校組合會議員 清田三郎氏談

(朝鮮毎日新聞)

仁取に課せられた税金一口にして三百五十萬圓と言ふが實に大したものだ。總督府は全鮮から、一千百萬圓の營業稅を取るに、され程苦心して居るか納稅者側から見ても、それ申告だ、それ帳簿の検査だとは並大抵でない。そうして米穀業者に對する課稅が苛酷であるとか、不公平であるとか、陳情だ運動だと時々怨嗟の聲迄聞くが、徵收に當つては京城府を始めとして全鮮總動員で、納稅の督勵稅務吏は足を揩粉木にして、それでやつと百萬圓、

考へてみると仁取は營業税の三ヶ年分を納めいる租稅觀念について、ホップスは租稅は保護の對價なりと云ひ、モンスキュウは比益稅を唱へた。何れも現代の租稅觀念を究明したものでないが、此觀念は租稅觀念中に含まれてゐる。當局が取引稅令發布の際稅源の涵養上、相當の保護を加へること聲明したのは當然の事である。然るに當局は其の聲明を裏切つたと云つてそれを責めるのは野暮の骨頂だ。文教の最高府にあつた大臣でさう被告の身となり、前大官でさう起訴されようといふ世の中だから、二月二十日附商工新聞記事士師商工課長の談中に、仁取組合の要望せる平等待遇の要旨が仁取稅額の低減にあるか、或は延市場稅の引上げにあるか、聊か諒解に苦しむ所である云々あるが、果して土師課長の談とすれば聊かこちらが諒解に苦しむ所で、御加減如何と申上げたい、尙延べ市場の差金受授問題は、果して實際上行はれて居

るかどうかは相當調査を要し云々、と言はれる至につては卑語の芋が煮へたも御存じないで、新任課長としては御尤もと申上げたいが、まあ全朝鮮產米の高に達せんとする一市場の延取引高では、如何に白亞館の廻轉椅子に居眠りしても差金取引なしとは夢にも浮はないことであらう。現内閣成立以來ライオン首相は、綱紀肅正の大施を繕して居る。強ち綱紀肅正は收賄や利權を與へることに限るまい。苟くも法令に依つて許可を與へた條件が、行はれないのを黙過するなどは綱紀紊亂の極だ、云ふ迄もなく朝鮮には取引所は仁取であつて一なしである。如何に實質上延べ市場が取引所と同様であるとするも、それは諸規程を無視しお上をないがしろにした暴舉だ、ないがしろにされて黙つて居る當局も當局ながら、世間はこれを何

こ見るであらうか。恐らく無能よばわりをされても一言の辭もあるまい。正しく明るい政治、それは現内閣のモットーである。暗黒の朝鮮取引所界に何故に此モットーを奉じて、正しく正々堂々と強く威信を持し、明るく公明に非を非さし是を是さし以て民衆をして其の堵に安んぜしむることが出来ないのか。今日の取引所界は全く悪人榮へ、善人亡ぶの感がある。速かに當局は一定の方針を示して民衆を依らしむべした。朝鮮一千万の同胞は衷心から國策に順應する赤子である。荏苒有耶無耶に放任することは經濟上ののみならず、思想上にも決して善い結果を齎すものでない。敢て當局の猛省を促す所以である、云々。

仁取の差別待遇撤廃を叫ぶ

現物市場の投機市場化は逆轉だ

仁川 藤田 登氏談

新聞の報道に依れば十六日群山釜山大邱の三大市場幹部が、大邱に會合し其の決議した所を見るに

從來市場規則に依つて、許可せられて居た現物市場としての肝心な條項を廢止することを決議して居るが、當局は是を何ぞ見るであらうか。

一體朝鮮に於ける取引所政策を、曖昧模糊の裡に放任して居る當局の無力無能なるが爲、現物市場非認の決議を白書堂々と決議する其の大膽な態度に吃驚せざるを得ないが、近時何が故に如斯當局の威令行はれざるやを按する時、實に朝鮮統治上一大暗影の漂ふ感を深からしめ、誠に邦家の爲遺憾の極みである。勿論群山、大邱、釜山の各地が地方的見地よりして其の市場の繁盛を希望るのは、我々仁川府民が仁取の繁盛を望むこと其の規をして之を非難すべきでないが、唯地方的利慾に驅られて弊害の伴ふ投機市場を益々跋扈せしむること

さは、朝鮮産業開發上何の貢獻する所ありやを考察して、轉々寒心に堪へぬ事象である。内地に於ても臺灣に於ても正米市場、即ち現物市場は取引所と嚴然たる區分を置き現物市場は現物受授に依らしむることを原則とし、取引所に限つて差金取引を許容して居る。即ち今日取引所とは何ぞやと云へば、規則的に差金取引を行ふ市場である。然るに朝鮮に於て當局が現物市場の名稱の下に今日迄差金取引を敢行せしめたことが要するに當局の怠慢であり、今日之を收拾し得ざる破目に陥つた次第である。然し乍ら如何に無能の當局と雖も、各地に投機市場を設けて無謀の投機に盡瘁せしむるは、あまりに其の弊の大にして利の伴はざる位察知するに難からずであらう。取引所が經濟上必要の機關なりとするも決して、投機取引を普遍的ならしめ猫も杓子も即ち國民舉つて投機に没頭せしむべきでない、さなきに産業幼稚にして、無爲徒食の輩多き朝鮮に於て、射侍心を助長する事は産業の發達を阻碍こ

そすれ百害あつて一利なしである。當局としては机上の論にはせず、取引所に伴ふ利弊の表裏を充分洞察して、國家百年の大計に鑑み、地方的局部的利害に超越し、斷々乎として所信を披瀝し、一定方針に依らしむべした。金解禁後の經濟國難に處し、勤儉力行緊縮節約を爲すべき此の秋に、投機取引に智驗乏しき地方人士の多數を誘致して、之を椋鳥化することは、一部市場組合員の乘じて利する所多かるべしと雖も、反面失ふ所多く大處高處より之を見るに、決して放任すべき性質のものでない、近時内地に於いて地方の小取引所が行詰り、正米市場たらんとしつゝあるに際し、現物市場が投機市場化せんとするは逆轉も甚しきものであつて、現物市場が取引所となつた場合のこと想像したならば、今日でこそ呑行爲自由輕微の課稅取締放任勝手放題であるから營業も容易であるが、第一仲買人の資格を限定し所謂取引所たるの桎梏を嵌められたならば、憂しみし世ぞ今は戀しきで、經濟力微

弱な朝鮮に於て恐らく取引所として、其の機能を發揮し得るもの幾何あり得るや、大なる疑問の存する所で、朝鮮に於ては投機市場を増設するの必要那邊にありや、當局は此の點を充分考察して朝鮮産業の破滅を來すが如きことからしむること望ましき限りである、云々。

全 鮮 内 を

賭 場 化 す る 勿 れ

、仁川府協議員 吉木善介氏談

(朝鮮新聞、朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞)

朝鮮における取引所問題は久しい間の懸案であつて當局においてもその解決には可なりてこずつて

ゐる様だ。取引所令も今に發布されるように屢々聞いたが、石原竹の子同様仲々出ない、當局は何かといふと調査中だ考慮中だといふ。我々民間からかんがへるに、十年も調査研究して成案を得ない様な御役人の頭か知らんとも思はれる、誠に以て悠長な話だ。一昨年であつたか態々商工省から、二人も専任事務官がやつて来て充分に調べてある筈なのに、まだ確乎たる政策の樹立さぬ出來ないのか知らん。世は一九三〇年の超スピード時代だ、いつまで調査研究でもあるまい。いゝ加減にけりをつけてもらいたい。御役人だけで解らないなら民間を交へて、制度調査會でもこしらへてはどんなものだ。取引所問題といへば朝鮮未曾有の獄獄まで惹起した程、利權漁りの目標となり易いけれども、人格崇高な齊藤總督閣下には如何な利權屋も近づけまい。

問題解決の機は熟し切つてゐる局課長の手腕、英斷に俟つ實に此の時此の際にありた。此迄各地から何件なく取引所設立の出願があつた様に、取引所問題は地方問題化せられ易いけれども、大處高處に立脚して些々たる地方問題の如きは一蹴して、速かに亂麻の快刀を振つてもらいたい。經濟國難に直面し緊縮節約産業の合理化等、我國財界の立直しには國民擧つて勤儉力行しなければならぬ。さなきだに、產業幼稚な朝鮮にをいて全鮮各地に市場を設け、日夜投機に耽溺せしむるこゝが、產業の開發にごればご貢獻する所ありや、識者を俟たずして明かな處である。取引所は之を例へば毒薬モヒの様なものだ。善用すれば病を癒し悪用すれば人を殺し、貧困と罪惡の製造所となる。今日の經濟制度の下に取引所無用論を唱ふる勇氣は持合せないが、取引所には可なり弊害の伴ふものである。ゆゑに我國及大陸諸國は之を嚴重な監督の下に置き統制を加へてゐる。要するに取引所の弊害なるものは利用者の如何にありて、投機そのものがブルツクネルの言を借りて言へば、確實と偶然の中間に位しレギジスの言を借りれば、賭博的危險を包含する以上知驗に富み、資力豊かな所謂投機商人に依つて利用せられ、初めて取引所

の機能である。保險作用を充分に發揮し得るのである。反之經濟的知驗に乏しき者をして利用せしむれば、全く取引所と雖も賭場化したもので、今日の如く各地に清算市場散在し知驗乏しき多數の地方人を椋鳥とし、投機に感染せしむることは、徒らに射倅心を唆り勤労を厭ふ弊風を助長し、延いては農村の疲弊を招來する由々敷問題である。余は敢ていふ、當局は此際斷乎として所信を敢行し、以て全鮮賭場化の觀ある現状を打破し、取引所界の淨化を行へ之堅實なる産業の開發を企圖するゆゑんであり、經濟國難に處する焦眉の急務である云々。

▲仁川取引所の差別撤廢の聲痛切に響いてゐる。總督府當局の心臓

には可なりに痛くこたへるに違ひない。

▲取引所と現物市場は各々本來の使命がある、然るに取引所も現物市場も差金取引をして、而も仁川取引所のみが高率の取引所税を課せられるのは、何としても不當だとの主張は朱點の打ちどころのない正論だ。

▲然し總督府は現在の情態ではどうすることも出來ない。

▲此の際に處するの方法は、取引所令を發令する一途あるのみである。

▲仁川取引所差別撤廢の聲はどうやら、取引所令發布促進に効果的であるような氣がする、矛盾は進歩の初まりだが、いつまで現情に

置いてはいつまでも矛盾が續く。

投機市場と白衣人(註—白衣の人)

(東亞日報社説、鮮文和譯)

最近仁川府協議會に於て朝鮮各地に於ける、穀物現物市場の投機化抑制を當局に要望したそうである。其の要望の根本動機たるや勿論仁川米豆取引所自體の繁榮を圖るが爲に、他處の現物市場を嚴重に監督せよと云ふに外ならないのである。即ち純然たる現物を取引する目的の下に設置せられたる現物市場に於て『差金受授の目的を以て賣買取引を爲すを得ず』と云ふ明文があるに拘らず、差金受授を目的とする投機的賣買が盛に行はれ、朝鮮唯一の清算市場たる仁川取引所の取引を減少せしめつゝあるから仁川地方關係のものが地方現物市場取締を要望するのであって、打算的立脚地より出た話である。吾人は仁川對地方の繁榮競争に付て兎角論評を加へ度くない。然し乍ら朝鮮農村の投機心を挑發し、其の弊害を促進する傾向のある點に於て、吾等は當局

者の猛者を促すと共に、白衣同胞の自覺を喚起せざるを得ないのである。

×

現在京城群山木浦大邱釜山鎮南浦新義州元山江景等に於ける穀物現物市場なるものは、其の名稱の如く純然たる現物の賣買市場であつて、單に市場取引の圓滑さ相場の急激なる變動を緩和するが爲に十五日乃至二ヶ月の延取引を認めたのである。而も其の延取引を爲すに於ても、全く現物受授のみを目的としたものであつて、差金受授の行爲は其の法令の精神に於て、或は明文に於て全然禁じたのである。然るにも不拘、其の現物市場に於て殆んど公然と差金受授が實行せらるゝのみならず、尙ほ一步進んで市場の附近農村に出張所を設置し、投機家を誘惑して居る。其の出張所數實に百個所に達するそうである。之が爲に何等の知識な

く清算賣買に付て何等の理解なき農村の群が、其の淺薄なる投機心の爲に家産を傾倒するもの續出する形勢である。

×

而のみならず投機市場の常例として、所謂『呑』と云ふ半詐欺的行爲を以て顧客の利益を横領し、自己の損失を轉嫁せしむる仲買人の毒手を、仁川取引所たる現物市場たるを問はず何れも擴げて居る。それであるから一攫千金の野心を以て投機市場に臨むものは、相場に當て得ずして損失するは勿論であるが、偶相場に當て得たとしても仲買人の籠絡に依つて結局、容易に利得を爲し得られざるが斯界の茶飯事の様である。抑も商界投機心なるものは時勢が極度の好景氣のときには勃興するが、又其の反対に不況のときにも絶望の極度に達したる、有産家の自暴自棄で投機熱が生ずるのである。然るに目下朝鮮農家の米穀投機熱は、其の何れの部類に屬するかと云へば勿論後者に屬するものであることは云ふ迄もない。差金取引なるものは元來専門的商人にあらざれば爲し得られないものである。

何等の専門的技能と知識なきものが、只一攫千金の迷夢を以て矢鱈

に斯界に投足するのは無謀の極にして亡家の本である、況して疲弊の極に達して居る朝鮮人として、其の自滅の途を取るべきでない速に迷夢を打破すべきである。

仁取の差別待遇撤廃問題

取引所賭博を撲滅せよ

仁川商議副會頭 沈宜淑氏談

(朝鮮新聞、朝鮮毎日新聞、朝鮮商工新聞)

仁取の差別待遇撤廃問題、その聲の如何に悲痛なることよ、昭和聖代に如斯不祥事ありこは！吾人は仁取の爲に悲しみ、朝鮮の爲に大いに悲しむ。

過般來先輩各位が全鮮賭場の觀ありごし、幼稚な朝鮮産業の改發上速かに亂麻の狀態にある取引所界の現狀を打破して、取引所の合理化を行へご提唱せられたことは誠に同感である、取引所に伴ふ弊害それは今更こゝに述べるまでもない、當局は朝鮮の現狀を如何に見るか先以て反問したい、一言にして投機ご言ひ賭博ごの差別は學說多岐に亘るごも、先づ白紙を裏ご表から見た程度のものであるご言ふも敢て過言でない。朝鮮産業の大宗は米である。即ち農業である。而して、故下岡總監の遺業である產米增殖計畫は、巨億の國帑を投じて着々進捗しつゝある今日、取引所而も全く統制なき勝手氣儘な取引所、一名現物市場が全九鮮ヶ所に散在し徒に僥倖財利の念を挑發し、安逸遊惰無爲徒食一攫千金を夢みて、祖先傳來の美田を蕩盡し荒廢せしめつゝある現狀は、我が同胞の爲に眞に憂慮に堪へない處で、本府當局は何がゆゑに之を放任して顧みるなきか、過般三市場が合同決議したるが如き、三月十九

日附釜山日報記事に『大邱側の提案通り差金受授の目的を以て賣買取引を爲すことを得ず、さある明文も事實は空文に過ぎない事情に鑑み、この際斷然抹消することになつたが、之は明かに清算事務を認容することになり本府として、果して默認するや否やは疑問の存する點である』さあるに見ても如何にこれ迄當局の取締が放任せられてゐたかを證してあまりあり、京城日日新聞は二月二十日の紙上に地方の官廳は取締るどころか、獎勵と喝破したが全く事實その通りで、現物市場の取締は本府と地方廳の見解を異にし、行政の統一を缺ぎ本府當局は仁取關係者の陳情に對して嚴重に取締ること言明し、屢々通牒を發したそうちが卑語の二階から日藥で、何の効能もなく年々共に脱法行爲を增長し、遂に默認から公認へと突進して來た。

その大膽な行動は、邪推かも知らぬが恐らく當局の内意を伺つて、事こゝに出てたのではあるまい。何ざなれば決議そのものが現物市場を根本的に破壊せんとする企てであつて、我々民間か

らかんがへるゝ市場規則の立前から當然、不都合の行爲は罷りならぬと頂門の一針を加へらるべきであると思はれる。朝鮮の取引所界は疑獄事件を惹起した程紊亂してゐる。否紊亂の極にあればこそ疑惑事件を惹起したのだ。一部の利權屋や不正役人が私腹を肥やそうと、投獄せられようとも我々は歯牙にもかけねば何等痛痒も感じないが、取引所賭博が隨所に行はれ、それが如何に農民を蠱毒しつゝあるかを思ふ時、當局の放漫政策をのろはざるを得ない。卑近な一例であるが普通學校を卒業したばかりの者が、一擲千金を夢みて仲買店に就職を申し込む者が多くあると聞いて、取引所亂設の現状が投機熱を瀰漫し、純朴なるべき農民の思想を輕佻浮華ならしめ、その弊今や我が二千萬民衆の子弟にまで及ぼしつゝある斯界の裏面を覗けば、寔に戦慄に堪へざる處で吾人はオール朝鮮民衆の福利増進てふ大局に鑑み、當局は速かに延市場の投機市場化を彈壓せられんことを切

に希望して止まぬ次第である云々。

一〇二

我々は正當の

権利を主張

當局の考慮を促す

現物市場とは各のみだ

市場規則の勵行を望む

仁取組合委員菰淵紋七氏談

(朝鮮新聞、朝鮮毎日新聞、商工新聞)

群山大邱等の市場が現物市場と云ひ、鮮米取引上必要なものであると云ふが、我々は決して現物市場と認めて居ない立派な清算市場である。勿論總督の許可を受けたのは現物市場として許可を受けたのであるが現在市場の取引はあれを目して現物の取引であるとは何人も認めることは出来まい。吾々

が差別待遇の撤廃を要望するのは當局が現物市場の逸脱した行為に何等の取締制裁を加へないから即ち我々が取引所として許可を受けて居る權益を侵害しても、之を放任されるから我々も自由勝手にやらして貰ひたいと云ふのである。我々は是迄當局に對して幾十回となく陳情に請願に其取締を要望したが、一向に取締を加へられない。そこで止むなく差別待遇撤廃を要求するのである。嘗つて池田殖産局長に陳情に行つた時、現物市場は現物市場として充分取締つて居ると言はれたので、我々は開き直つてそれは怪しからぬと現物市場の脱法行為を、一々指摘して嚴談したら一々それを係官に筆記さして、充分に取締ると言はれたが結局何等の取締も加へられなかつた。實際我々は此の十年間陳情に請願に奔命したけれど、吾々の希望は全然容れられなかつた。當局は取引所稅令發布の際定期取引類似の行為は嚴重に取締ること聲明された所が、今日に於は取締る法がないと云はれる、實に我々をして殘念に堪へぬ。我々の目から見る誠におこがま

一〇三

しいいひ分であるが、市場規則に依つて組合規約賣買規程に違反した行爲は當局として取締る氣があれば充分に取締ることが出来ると思ふ。若し實際に取締が出来ぬさあれば府令として發布せられた市場規則はあつてもなきに如かずの空文である。新聞で見るご當局に於ても目下係官二名を派して、折角調査中の由であるから御調査になつたら、市場の行爲が市場規則規約賣買規程に照して何等抵觸する所なきや否や、そうして我々の云ふ所が無理かどうか何れは事理明白になることゝ思ふから、此際當局の徹底的調査を望んで止まぬ次第である云々。

當局の聲明を掲げて

其辯明を聞かん

取引所行政不統一ご

稅務行政の紊亂

仁取差別待遇撤廃を叫ぶ

仁川商業會議所副會頭 太田忍氏談

(朝鮮新聞、朝鮮毎日新聞、朝鮮商工新聞)

本問題に就き 我商業會議所が曩に評議員總會を開き全員一致の決議を以て朝鮮總督に建議書を提出することになつたことは、既に各新聞に詳細報道せられたのでこゝに其理由等は省略し、當局が取引所稅令の發布に際し、各新聞を通じて聲明した「取引所稅令內容水口稅務課長談」を引用し、聊か卑見を述べて當局の考慮を促し、併せて何分の辯明を得れば幸甚の至りである。而して同課長談中

「本令は取引所の意識即ち其組織及取引の範圍、並に種類等に付何等の制限を附せざるを以て、現今に於ては仁川米豆取引所にのみ適所するも、將來取引所の名稱の下に有價證券又は各種貨物の

賣買取引を爲す場所を設くるものあらば、取引所稅の負擔を免れざるものなる事を注意するを肝要ミス」

さあり、仁取の各位が取引所たるの名稱を有するが故に獨り取引所稅令の適用を受けると嗟嘆する所であるが、前述取引所の名稱の下に云々あるとしても、強ち名稱が取引所たるの故のみを以て稅令の適用を受くべき性質のものにあらざるは、法の精神に鑑み自明の理にして水口稅務課長は語を續いで曰く

「本令を制定するに當り朝鮮には、未だ取引所その仲買人の取締に關する實體法（取引所令）存せざるを以て、稅源保護上遺憾の點多しこの理由にて少くとも、取引所以外に於て定期取引と同一又は類似の取引を爲すべからざる事、及取引所々在地に於ける本店以外に仲買人の營業所を設くる事を得ざる事、其他二三の規定を加

へんこする議論あり相當有力なりしも稅令中此等の實體法を加ふるは穩當ならざるのみならず、刑法會社令及市場規則等に夫々相當取締を爲し得る規定あるを以て、是等諸法規の内容の一部を變更してまで加ふるの要なかるべし、この事由に依り之を省く事させり、然れども稅令中に取引所及仲買人の取締に關する實體法規の有無は、決して稅務官吏の本稅取締についての權能に大小多少の差を生ずるものに非ずして、内地の實例に於て取引所法（取引所稅法に非ず）の實施は、一に稅務官吏の嚴正にして周到なる取締に依り、其の完璧を期しつゝあるが如く、朝鮮に在りては仁川取引所以外假令ば有價證券、又は穀類の現物市場等に於て定期取

引と同一、若くは類似の取引を爲し又は其の他不正の取引を爲す等苟くも租稅の逋脱を圖らんとする者あらば、稅務官吏に於て取締上毫も假借する事なく直ちに司直の府の活動を促し、その裁斷と相俟つて稅源の維持及び涵養に努力せしめんとする。之が爲近日稅務官吏に對し常に極めて嚴正の態度を以て、本稅の取締りに從ふべき旨示達する見込なり」

さ立法論より説き起して、現物市場の定期取引と同一又は類似行爲の取締は、會社令又は市場規則に依て充分に取締り得る旨を聲明して居る。勿論右は稅務課長としての水口氏の聲明であり水口氏個人の意見でもなれば、稅務課の意見でもなく、總督府の意見を水口氏が稅務課長の地位にあつて聲明したまでのものである。而して稅令の適用を受くる仁取關係者が聲明に倚信して、内地同様の稅率を甘受したことも

無理からぬことで、爾來十年一日の如く陳情に運動に延市場の脫法行爲取締を要望して來たが、當局は聲明を裏切つて何等の取締を加へないのみか、却つて地方の官憲は之を獎勵するが如き態度にあることは、一視同仁の總督治下にありて遂に仁取々引員をして、不平等待遇撤廢てふ怨嗟の聲を放たしむるに至つた原因であつて、實際取引員諸君に對しては氣の毒に堪へない次第である。我々は稅の問題に就いては深く知る所でないが、常識で判断しても稅の公平といふ見地と義務の平等といふ見地から、課稅の客體を同じふするものを只其の名稱を異にするが爲に、即ち取引所といひ現物市場といふが爲に彼に課稅し、是に課稅せぬといふ不公平極まることは、法律の正義公平なる精神に照してあり得ないこそである。例へば取引所稅令中には取引所の仲買人であるが、現在朝鮮に於て取引所の仲買人なる名稱はない。而し取引員と云ふも仲買人と云ふも異名同人なるが故に稅

令の適用を受けるものである。即ち名稱論でなく實質論である。若し然らずとせば仁取は京取に模して、仁川米豆現物取引市場と名稱を變更すれば、課稅を免れ得る云ふ結論を生じて来る。何人か之を正論なりと肯定し得ようか、然るに取引所と現物市場實質上何等異なる所なくして、取引所稅の課非分る所以を按するに、上述の結論を肯定しなければならない破目に引摺られて行く。何といふ矛盾であらうか。朝鮮に於ける取引所行政の紊亂は、一面に於て稅務行政の紊亂である。抑々實體法を定めずして稅法のみを先行したことが今日矛盾撞著を來たした所以でもあらうが、苟くも當局は前述の通り定期取引と同一若くは、類似の行爲は有價證券市場たる穀物現物市場たることを問はず、取締る旨を聲明した以上其責に任じ、今日遅れたりと雖も斷乎として之を實行し、仁取稅源擁護の實を擧げて貰ひ

たい所で、之決して無理な願ひでないこ信するが故に、敢て財務並に殖產當局の一考を煩はす次第である云々。

仁取の不平等

待遇撤廢に就て

敢て殖產局長に借問す

仁川學校組合會議員 吉岡 久

(朝鮮新聞、朝工商新聞、毎日新聞)

仁取の盛衰は直に仁川府勢の消長に反映する重大問題である。従つて我々仁取愛に燃ゆる六萬府民は仁取甦生の爲めに、今回取員各位の不平等待遇撤廢運動に就ては、敢て一臂の力を貸すに吝でない。而して本問題に就ては既に取員諸氏より屢次聲明せられて居るから、我々門外漢が蛇足を加へるの要はないと思ふが、自分は現行の法制上から現物市場の行爲が正當な

る行爲として、當局は之を認容せらるゝや否や卑見を述べて殖產局長に借問したい。所謂現物市場なるものは市場規則に依つて許され、規則第一條第四號に該當するものである。即ち市場規則の支配を受け市場規則に依つて、取締監督せらるべきは茲に贅言を要しない。而して 市場規則を通覽するに現物市場の組合契約及 買賣規定の制定變更は、朝鮮總督の許可を要する。而して其組合契約は仁取の定款に賣買規定は營業細則に匹敵するもので、組合規約は組合の憲法である。當局は若し仁取が定款に違背し、營業細則を無視した行爲をしても之を放任せらるゝであらうか。恐らくそれは夢想だに出來ないここであつて、それが取引員各位が取引所たる桎梏を、受くるにありと慨嘆する所である。然るに、現物市場は組合規約賣買規程に違背しても放任せらるゝ。そこで差別待遇撤廢の要望となるのである。然らば現物市場の行爲が如何に規約に違背し賣

買規程に背反して居るか、左に之を列舉し當局は果して其事實を默認せらるゝや公任せらるゝや將又不知なるやを御伺ひしたい。

一、現物市場は其の名の如く現物の賣買取引を行ふ場所であつて、差金取引を行ふを得ざるを原則とする。而して前述總督の許可を受けた組合規約（各地共略同様なるを以て、群山市場の分を引用す）

第四十條 市場に於ては差金受授の目的を以て、賣買取引を爲すことを得ず。

さあるが、現物市場の賣買取引は九割九分迄差金の受授に依つて決済せられて居るのみならず、規約

第四十一條 組合員は穀物の生産者賣買業者其他、特に穀物現物の取引を必要とする者以外の者より、賣買の註文又は委託を受く

ることを得ず、さあるに拘らず、各地に受場迄設置して特に穀物現物の取引を必要とするもの以外の註文、又は委託を盛んに受けて居る。之等は、當局に於て殊更に調査せらるべき、までもない明々白々の事實である。

二、現物市場の賣買取引は規約及賣買規程に依れば、銘柄賣買であつて格付に依つて代用受渡を爲す標準賣買でない。即ち賣買規程第八條銘柄に依り取引を爲す場合に於ては、少くとも左記事項を表示することを要す。

検査施行品にありては検査地（検査地の屬する道の表示に止むることを得）及検査等級未施行品に在りては、之に準すべき程度の產地及品等

である。然るに公然と格付表を發表して代用受渡を敢行して居る

而して賣買規程

第二十五條 契約に依る銘柄以外の代品を以て、受渡に供することを得ず。

此明定してある。聞く處に依るに仁取の格付表制定に就ては當局は一々認可を受しめ仲々其認可も困難な事情があるとの事であるが、代用受渡しが出來ない市場の銘柄賣買に、自由に制定した格付表に依つて標準賣買が行はれる。誠に矛盾と言はうか實に當局の取締は片手落である。即ち不公平な待遇である。而して前示賣買規程の第八條は大正十二年九月改正せられたのであるが、其以前に於ては實に珍無類な銘柄賣買の何たるや、見本賣買の何たるや標準賣買の何たるやを解しない、どうしても解釋の出來ない左の條文であつた。

銘柄に依り取引を爲す場合に於て、特に當事者の契約なき時は組合に備へたる標準見本に依り之を

爲したものと看做す。

一一六

さあつて、看做賣買まで許されて居た 消息通の談に依るごと、此舊規定が現行の代用受渡しを助長したものであると云ふ。若事實なりとせば今日の現物市場のルーズな行爲に對して當局は一半の責がある譯である。

三、市場延取引の賣買は規約第四十四條に依つて、總て當事者の相對賣買である。然るに轉賣買戻を爲すと同様に信託會社が介入して日々清算するから、實質に於ては取引所に於ける競賣買と何等擇ぶ所なく賣買規程

第十條 賣買契約を解除せむとするときは事由を具し組合の承認を受くべし。

さあり特に事由を具備し、承認を受くべきものが自由に轉賣、買戻しによつて賣買關係から離脱する事が出来る。即ち契約解除と同様の結果となり差金の受授によつて決済せられる。

四、現物市場に於ては呑行爲勝手である。而して之れに對する制裁がない。法曹家によるごと市場の組合員は間屋業者であるから、商法三百十七條によつて介入權を行使し得るので適法であると云ふ人もある。然し高等法院の判例は適法と認めてゐない仁取に、之を比較するごとに其寛厳に雲泥の差がある。仁取に於ては勿論定款に呑行爲を禁止してあるが、稅令に依て呑行爲は脱稅となるから脱稅金額の五倍の罰金(最低百圓)に處せられる。而のみならず一ヶ月以上の營業停止又は除名處分を受ける。而して其取締は間接國稅犯則者處分法によつて、稅務官吏に絶大の權限がある。家宅の臨檢搜索等實に峻烈を極め、取引員諸氏が帳簿の記載一つ違つても八釜しいと歎ずる程である。茲に現物市場の呑行爲適不適の論は暫らく措き、いやしくも市場を形式してゐて委託者が賣買を委託する以上、受託者たる組合員は當然市場に於て賣買すべき義務ありとするが、誠實信義の原則である。然るに群山市場組合員の受託契約を見るに

一一七

第三條 委託者の指値註文或は成行註文に對し、他に賣買出來値あるこきこ雖、實際の狀況に依り委託の全部又は一部を執行し能はざることあるも、委託者は之に對し異議なきものこす。

前項の場合受託者に於て委託者の爲に、利益なりと認めたるこき若しくは便宜なりと思惟したるこきは、其當時の出來値に依り又出來値なきこきは公平なりと思料する值段に依り、他の委託者を相手方として賣買を成立せしめ、若是受託者自ら其相手方となりて其註文を整ふることを得

但し此場合市場に於る附出を省略することあるも、委託者に於て異議なきものこす。

さあつて、呑行爲勝手の契約である。之等は如何に契約自由の原則ありとするも、現物取引に名を藉る一種の賭博契約（悉く然りと云ふに非ず）であつて、取引所法をもつてすれば第三十二條の五に該當す場合が多々あると思ふ。然るに當局は之に對して何等の措置を命じない。仁取の取引員諸氏が憤慨するのも至極尤もである。

五、市場の賣買規程第三章に賣買證據金に關する規定があつて、本證據金及追證加據金を取ることになつて居る。而して前述の通り賣買は相對賣買であるから、當然兩建玉に證據金を徵すべきである。然るに兩建即ち賣と買との對等額は相殺して、殘玉に對してのみ證據金を徵する尤も、此の間に信託會社が介入して居るが、其の結果は取引所における小口落と同様である。取引所に於ては小口落による落玉は、受渡期日前更に賣付買付を爲すべき規定があり、若しそれを爲さねば呑行爲になる現物市場には何等の規定がない。又るべき筈がない。慣習に依つて行つて居るであらうが、小口落は弊害ありとして取引所に於てさへ一旦大正七年に禁止せられた位であるから、現物市場に

之を許容することは以ての外であつて、現物市場を投機市場化した主因を爲すものであると云ふ
も敢て憚からぬ。試みに臺灣正米市場規則を通覽するに其の第七條に臺灣總督は正米市場が投
機市場たるに至り又は至らむとする處ありと認めたるときは、市場の許可の取消停止賣買の禁止
を命ずることを得、法令若は賣買規程に違反したるとき亦た同じである。正米市場、換言すれば
現物市場は動もすれば投機市場化せんとする傾向あるが故に、之
に對しては嚴重なる取締監督を必要とする。然るに當局はあるが
まゝに爲すがまゝに今日迄、無爲無策無能振を大いに發揮した。
仁取が差別撤廢を絶叫するのも又宜なる哉である。

上來述べた通り市場の憲法たる組合規約は勿論賣買規程に至る迄最も肝心な條文が勵行せられず全くあつて無きの空文である。而して組合規約第十章制裁の部第六十四條に

其の他不正不相當の行當ありたるときは、其の事情を調査し事の輕重に依り左の制裁を加え

卷之三

市場規則に依つて、組合規約賣買規程等總督の許可を受くべしと定められたのは、自由勝手放恣な行爲を禁するの趣旨であるこゝは呶説する迄もない。而して市場規則に依つて許可せられた規約、賣買規程は現物市場として間然する所なしである。然るに何故に當局は前述の違背行爲に對して、市場規則を真向に振りかざして、徹底的に取締を勵行せられないのか。仁取が會社令に依つて許可を受けて居るから、同令施行規則第四條第二項によつて嚴重に取締らるゝやうに、

市場規則第七條の三朝鮮總督は公益上必要ありと認むるときは 第一
一條第四號の市場（即ち現物市場に）對し許可を取消し、定歎組合

契約若くは賣買取引に關する規程の變更を命じ、又は組合員若くは仲買人に對し營業の禁止、其他適當の措置を命ずることを得

同規則第十九號

左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は二百圓以下の罪金に處す

四、第十二條第十四條の規程又は第七條の三若くは第十七條の命令に違反したるとき

の條項を適用して取締れば充分に取締り得るものと確信する仁取にのみ嚴重なる監督を加へ、現物市場に寛大な當局の意思那邊にありや、誠に解し難い所であるが少くとも、當局は仁取にのみ間接國稅として取引税を課し、既に三百五十餘萬圓も徵して居る以上、之に對して相當の保護を加ふべきは當然の義務である。我々仁川府民は取引員の今回の運動に對しては満

こうの同情を持し、あく迄その目的の貫徹を期すべきである。依つて如上はせんに一つながら仁取の爲仁川一府民として敢て當局の考慮を煩はす次第である。妄言多謝。

取引所令

發布の氣運は

正に熟せり

(群山日報)

朝鮮に於ける、多年の懸案であつた、米穀定期取引所令發布の機運は、正に熟せりと見ることは、決して失當ではない。それは社會の實狀から見て、若くは經濟的理論の上から判断して當局は、之れを默視することの出來ない時局的氣氛氣を、痛感しなければならぬ機會に當面して居ることは避け難い事實である。先づ產米増殖計畫の達成を期せんとするならば、米の商品化を合理的に組織立てな

一二四

ければならぬ必要が起つて来る。次には、商品化政策の重點として、米取引の安全を確立しなければならぬ必要が要求されることである。さういふ秩序ある政策の遂行によつて、將來を企圖するにあらずむは、巨億の國帑を傾倒して、今や正に進行途上にある產米増殖計畫は、或は有終の美を擧ぐることが困難であかも知れない。況んや朝鮮の經濟大本は米の生産であり、米の資金化でなければならぬそれも、今日のやうな欠陥の多い取引狀態では、決して安んじて、將來の推移に座乗することは出来ない。

二

米穀定期取引所を鮮内の有力なる集散市場に設立して、上述の不安と欠陥を拭拂し、以て朝鮮經濟の發達を促し、朝鮮財界の振興を圖らなければならぬことは、朝鮮政治の根本理論である、と吾人は断じて憚らないものである。定期市場を賭博場視するの議論は、最早や一顧の價値すらもない。さういふ議論は、無智と錯誤に出發する暴論としか考へられて居ない。今日に於ては、當局の躊躇し逡巡する理由は毫末も認められない。何故當局は、速やかに之れが發布の方策に出でないのであるか。

生温い地方自治制問題などは、實は取引所令發布の後であつても決して差支の無い筋合ひのものである。何となれば、朝鮮には、從來經濟政策が輕視されて居る。食へないものに、何故の政治か、恒産なくして爰んぞ恒心あらんや。

三

仁川の不平等論は、耳を掩つて鈴を盗むの類ではあるけれども、要は取引所令發布の促進論に外ならぬ。故に、仁川市民の總動員的活動は、確かに社會の耳目を聾動し、潜んで居た人心の刺戟を爲すに、大きな力を持つて居るやうである。此の叫びは、必らず當局の注目を促すに足るだけの素質を持つて居るやうだ。此の機會に於て、群山なども大いに權利の主張を行ひ、その有する實力を、汎く天下に宣揚して置く必要があらうと思ふ。機會は常に捕へて置かなければならぬ。自己の存在は、常に意識せしめて置かなければならぬ。機は正に熟せり、群山府民は、何故黙々として、來たれる機運を看過せんとするや。

四

一二五

吾人は切に、振興會の發奮を期待する。そして商業會議所も府協議會も、敢然として起つて、米の群山の主張を、天下の耳目に訴ふるの覺悟があつて欲しいと思ふ。

實質的にます／＼

合理化されて行く延市場

十六日大邱穀組(註 大邱穀組は大邱穀物商組合の略)樓上に開いた

三市場第二回協議會

支店出張所は止め

差金受授を認容

釜山案は殆ど研究案となる

(釜山日報、群山日報)

會場は定刻に遅る、一時間午前十一時より開始、出席者は

群山 森組合長、田中、牛田、日高、横木、山本諸氏
大邱 濱崎組合長、韓副組合長、大平理事、木村、高木、島田、八尾、徐相日、徐相鉉、古谷、
高島諸氏

先づ主催地を代表して濱崎大邱組合長の開會の挨拶あり、次で座長推薦を諮り満場一致を以て濱崎喜三郎氏を座長に推し、直に議事に入りしも釜山側の遅参に懇談會に移り呑み行爲、支店出張所廢止問題に就き種々意見の交換を爲す處があつた、折柄釜山側の到着に愈々本會議を開く時正午

一、規約規程の改廢

を上程し、逐條審議に移つたが零時半一ト先づ休憩晝食を攝り午後一時再會議事續行したが多くは字句の修正に止まり、各地商慣習上統一不能のものあり、大部分各組合の研究事項として次回に延期され、更に再審議する事になつたが、釜山案は殆んど宿題として残されるに至つた。唯大邱案

一、市場に於ては差金受授の目的を以て賣買取引をなす事を得ずを廢止するを可決せるは、市場構成の根幹問題であり事實上の清算

事務認容として、取引所問題の聲高き折柄注目を要するものあり、又群山案の

一、組合員は延取引の受託を目的とする支店出張所代理店取次店又は之に類似の店舗を設くるを得ず。

は『受託』を沫消訂正の上承認されたが、過般問題を惹起して世人の記憶に新なる丈け、議論に花が咲いたが着目に價するものがある。

三 延市場の

合同決議に就て

奮然猛運動を開始

天下の判断に問へ

京畿道評議會員 金允福氏談

(朝鮮新聞、朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞)

三月十六日大邱群山釜山三市場の幹部が大邱に會合し、現物市場の規約及賣買規程變更廢止の件を決議した所を見るに

一、規約第四十條「市場に於ては差金受授の目的を以て賣買取引を爲す事を得ず」を廢止すること

二、規約第四十一條「組合員は穀物の生産者賣買業者其の他特に穀物現物の取引を必要とする者以外の者より、賣買の註文又は委託を受くることを得ず」を廢止すること

三、規約第四十四條「取引は直取引及延取引として總て當事者の相對賣買とす」にあるを「取引は直取引及延取引の一種とす」と改

正すること

四、賣買規程第一二五條「契約に依る銘柄以外の代品を以て受渡に供することを得ず」を廢止すること

如上の諸點にあるが、之全く現物市場の根幹規程を骨抜きにせんざるものであつて、吾人は新聞の報道のみに依つては其理由那邊にあるか知るに由ないが、察するに現行延市場の賣買取引が現物取引でなく清算取引であり、此規程があつては脱法呼はわりをされるから、所謂目の上の瘤を撤去しようとすることはあるまいかと思われる。然し乍ら職つて考へるさ、右決議は現物市場を不必要とし、清算市場を必要することを、規程變更の形式を以て、當局に申請せんざるものであつて、明かに從來屢々企てられた取引所設立出願の一變態である。曩に今村殖產局長時代に全部取引所設置の願書を却下されたことを想起せば、本問題を當局が如何に處置するかは、興味ある問題である。然し乍ら、吾人は今日、今更之を興味ある問題、として迎へることの以前に先づ以て、

當局より前掲規程を勵行せしめざる理由を承りたひものである。何となれば仁取の差別待遇を叫ばる、所以は、一に此規程の勵行せられざるに基因し、一視同仁の總督治下にありて、餘りに悲惨事であり不祥事である。而して若し當局にして萬一社會に向つて聲明すべき理由を缺ぐならば、過去のことは只一言怠慢の責を負ひ、翻然其の非を改め直に之れを勵行せしむるが、當然の義務であり責務である。當局の肚裡果して如何、只之緘默對岸の火災と見て見ぬ振をする態度は、全く責任觀念乏しき現代官吏の通弊かも知れぬが、益々世道人心を悪化し獨り取引所行政上のみならず、一般行政上寒心すべき影響をもたらすに至るべきは之を豫見するに難からず、今や地方自治権の擴張を見んとするに際し、監督官廳の威信を失墜するが如き最も戒心の要あり、元來現物市場當事者が其根本を破壊するが如き決議を敢て

するは當局をないがしろにした一種のクーデターである過日の新聞紙上に『窮すれば通ずる云ふことがあるが、之では泥棒が法律をよして呉れ云ふに等しいもので、心あるものは全く贅飯に値する決議だと一笑に附して居るそうだ』さあるが、全く同感である。而して當局は其の申請を如何に處理するか、其處迄吾人の容喙する限りでないが、全鮮九ヶ所の市場中三市場のみが其特權を有する譯でもないから、今度は現物市場の差別待遇撤廃の叫びを喚起するに至るべく取引所界の近き将来は必ずや當局の優柔不斷に禍せられ、蜂巣擾亂の修羅場を展開し結局破壊が、建設の第一歩に到達せなければ十年此の方調査中だ考慮中だの一點張りで、其日を送つて來た煮へ切らぬ當局の膝下にあつては、到底取引所及現物市場の合理化は百年河清を待つに等しきことであつて、差別待遇の下にある仁取こそ誠に氣の毒の至り乍ら座して不遇を嘆じ苛政に泣かんより、奮然立つて差別待遇撤廃の大旗を揚げ猛運動を開始し、其の理非を天下の判断

に訴へたことは、吾人の大いに同情禁じ能はざる所で微力ながら、其目的の貫徹を祈つて止まぬ次第である云々。

延 市 場 は 何 處 へ 行 く

いつか影を潜めた

取引所問題

(釜山日報)

鮮内斯界の權威者を網羅した釜山、大邱、群山三市場の事務刷新、市場振興を目的とする協議會は最初釜山側の提唱に依り、昨年十一月釜山側に其の第一回會合を開き、折柄取引所設置問題を中心にして論議したる際さて、之が前提としての三者妥協であると爲し、成果は寧ろ興味を以て迎へられ、當事者にも其の意識が潜在してゐたのは争へぬ事實であるが、例の不祥事惹起以來各地さも表立つた運

動は不得策なるを看取し、取引所問題の聲は急遽引き潮の如く影を潜め、本問題は一段落を付けたかのやうに觀られるに至つた。



從て三市場の協議會も、賣買規程規約の改廢等實際的なものに、共通點を見出さうとするの相互連絡を目的とする真摯なるものとして、漸く理解され識者間にも期待を以て觀られてゐるやうである。今回の會議に於ても大邱側の提案通り、差金受授の目的を以て賣買取引をなし得ずこある明文も、事實は空文に過ぎない實情に鑑がみ此の際斷然抹削する事になつたが、之は明かに精算事務を容認する事になり、本府として果して默認するや否やは、疑問を存する點である。



現在の延市場が著しく發達し、內容的には殆ど取引所と同様の事務を執つてはゐるが、何しろ差金受授を認めるか否かは、市場構成の根幹問題だけに看過し難いものがある。尙取引所設置運動擡頭の當時、積極的に卒先して猛運動を起し、熱心に持續してゐた大邱側が環境の轉換に依るとは謂へ、容易に斷念して今回の舉に出でた事は、聊か奇異の感を抱かしめずには措かぬ。



無論現在の延市場の實質を向上發達せしめ、理想的に取引所類似の行爲を爲し得るまで助長して、取引所法施行不要を叫び順調な發達を祈る事は、問題の渦中にあつた當時の如き、事務滯滯を防ぐ上からも賢明な策であるかも知れぬが、大邱が自地に取引所設置の見込み無きを見越して、他市場に其斷念を強要するものであれば、冷靜に勘考を要

する處である。

一三六

釜山としては、故大池翁の理想とする大釜山の經濟的發展に資する爲め、内地資本の流入を圖る上からも、釜山に取引所設置を念願としてゐたものであるが、最近は大分趣を異にしてゐるとは謂へ、未だ全然斷念したものにあらず、市場當事者からして斯る事を口にするは輕率のうらみがあるので、意見を徵するも等しく言明を避けてゐる。兎に角 一地方の利害に依り捲き添へを喰ふ事は愚の至りで、深重に考慮を要する問題であるだけ、今後の成行を注視すべきであらう。

米界餘滴

(朝鮮新聞)

◇時に不平等待遇撤廢といふ金看板を擧げた仁取側に對し釜山、群山、大邱の三市場は悲鳴をあげて

ゐるらしい。最近三市場聯立協議會で總督府への要望決議事項中、現物市場における轉賣買戻し、而して差金賣買を爲すことを得ずの一項を廢止するといふのである。

◇窮すれば通ずざいふことがあるが、之れでは泥棒が法律をよして呉れざいふのに等しいもので、心あるものは全く噴飯に値ひする決議だ、と一笑にふしてゐるさうだ。

取引所令が出れば

延市場は何うなる？

注目さるゝ當局の方針と

興味ある存廢二説

(朝鮮商工新聞、釜山日報)

利權者の策動に伴ふ某々疑獄事件の突發以來、全く鳴りを鎮めてゐた朝鮮取引所問題は、最近群延市場の京城進出と共に、仁取側の特權擁護的運、動並に減稅要請等の聲に漸次、その發布機運を促進

し、目下本府商工課では、延市場と取引市場の實質比較調査及び、取引所令發布に伴ふ鮮内延市場の存廢等につき熟慮研究中であるが、本問題は由來全鮮的に利權觀され、あらゆる獲得的運動が行はれた問題だけに、當局では總て極秘に附し、調査の歩を進めてゐる模様であるが、要するに本問題の主要考點は現在の延市場を一般的に清算市場と見做すか、又は取引所令中に本、支所制度を織込み同令の發布と同時に、現延市場をどの程度まで整理改廢するかの二點にあるが、前者の如く現延市場を總て清算市場と認むることは、統制上不可能であり且つ煩雜なので勢ひ、後者の整理改廢を主とする緩和策を探るものと見らるゝが、然しこの改廢に當り仁取は既得權を認むるものとして、釜山、大邱、群山、木浦、江景、鎮南浦、新義州等の延市場の内、幾ヶ所を支所と認めて存置するかは頗る興味あり、且つ至難な問題で之に對する當局の方針如何は、各延市場の死活を劃する重大案件として、絶大の監視が注がれてゐる。

正義に則して堂々ご戦へ

仁取の金看板守れ

腐敗の市場にメスを入れよ

仁取の差別撤廢問題に就て

仁川府協議員 美濃谷榮次郎氏談

(朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞、朝鮮新聞)

頃日來各新聞紙上に發表せられた取引員、及び各公職者の所見を見て我々は吃驚した、といふのは外でない、各地の現物市場は現物市場として、米穀經濟上大に貢献しつゝあると思つて居たが、實の處其の現物市場なるものは、諸規程を無視した純然たる投機市場であるここである。そうして當局は之に對して何等の施す處なく、所謂放任の態度を以て臨み、獨り仁取にのみ苛酷に過ぐる取締を加へる。誠に不公平極まる政治に呆れざるを得ない。然し乍ら仁取は三十有五年の歴史を有し、朝鮮唯一の取引所として公許されて居るものであるから、取引所として當然の取締を受けることは、一面

に於て其特權を認められて居る所である。先づ以て辛棒が肝腎だ現物市場は何と言つても、取引所として公認せられたものでない。例令それが實質上の見地に於ては取引所と擇ぶ所なしとするも、法制上から見れば例へは無免許醫師の跳梁跋扈た、當に彈壓を加へて然るべきものである。總督府編

纂の朝鮮の市場所載（一一〇頁）に

「穀物現物取引市場は、最初は釜山及群山の二箇所にあつたのみで、且在來の市場に比し其沿革と性質を異にして居るので、市場規則の適用を受ざることゝし、行政上の任意の監督を爲し、必要な命令を發するに過ぎなかつたのである。然るに時勢の進歩と經濟狀態の變化に伴ひ、漸く其濫設を見るに至り、從つて之が弊害を釀成するの傾向あり、殊に其取引の方法が現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるるの事實一層甚だしきものあるを認めたるを以て、大正九年四月市場規則を改正し之が設置を公認すると共に、法令の根據の下に其の監督を勵行する

「ここ、なつた」（下略）

と總督府庶務部調査課に依つて、調査編纂せられた公刊の書に大書してある。然るに何ぞ、折角府令たる市場規則を改正し、現物市場を公認せられて以來、其取引方法は實際に於て其以前よりも甚だしく、現物市場の本旨に違背して來た。一體何の爲めの規則の改正であつたか薩張りわからぬ、今日仁取が不平等待遇撤廢を要望するに至つたのは畢竟するに、法令の根據の下にその監督を勵行しなかつた當局の罪である。朝鮮に於ていやしくも府令として發布せられそれに基いて許可せられた規約なり、賣買規程が勵行せられないで當局の威信は何處にあると云ひたい。今や現物市場は腐敗し切つて居る。その證據には群山日報の二月二十六日附に、群山米穀商組合に於ける組合淨化の決議なる記事があるにみても、明かである。該記事に依るこ、問題となつた支店出張所設置の件も愈々

三月末日までに廢止せらるゝ模様であるが、甚だしい哉、組合員の名義及び計算をもつて、取引計算及び取引せざる者は組合員たるを認めずといふ決議がある。之は所謂マーク貸であらうが、組合員に非ざる者は市場に於て賣買は出來ない。それは市場規則第七條の二に明文がある。而して之に反する者は規則第十九條によつて、一年以下の懲役禁錮又は二百圓以下の罰金に處せらるべきものである。然るに今日に及んで此の決議をみたゞすれば、確にその事實があつたものと想像せられる。目下調査に臨んで居る係官はこれに對して、如何の處置に出るかが見物だ、既に組合自體が淨化の決議をする丈でも如何に腐敗して居るかがわかる。なに故に其の決議に加へて、もつさ根本的な組合の憲法である規約及賣買規程の勵行を決議しないのか。又當局は何故それを強要しないのか。殖産當局の健在が疑はれる所だ、吉岡君の殖産局長に借問するの一文を讀みて、現物市場の脱法行爲に呆れてものが言へない。若當局が今日の様に世論が喧しくなつても、尙堂々と戰はねばならぬ云々。

不平等待遇

撤廢要望に就て

取引員組合委員長 桑野健治氏談

(朝鮮新聞、京城日報、朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞)

且恬然としてゐるならば、それこそ優柔不斷の誹を免れないのみか、總督政治に一大暗影を投するものだ。實際今日の現物市場は腐敗しきつてゐる。速かに破邪のメスを入れて、これを淨化すべきである。其處に於いて仁取の金看板は苦節十年桎梏を受たゞ雖も、泥は落され潔として輝くのである。我々府民は正義に則して仁取の爲、仁川の爲否朝鮮の爲に飽迄も堂々と戰はねばならぬ云々。

過般來各新聞紙上に群山米穀商組合員某氏が、我々の不平等待遇撤廢要望に對して所見を發表し、唯一受場問題を提げて論議之力めてゐらるゝが、元々我々の不平等待遇撤廢要望ご受場問題とは、そ

の根底において自ら輕重あり、我々が枝葉末節の問題視してゐる受場なるものを、極めて重大視せられるは如何にも了解に苦しむところである。我々は過般群山市場組合員が本月末日限り、受場撤廃を決議せられたことは新聞紙上で承知したが、何がゆゑに撤廃せられたかの理由に至つては、知るに由もなかつた。然るに頃日來某氏の所論に見るに、恰も我々が延市場進出に向つて排他主義を持し、その撲滅を隱然畫してゐるかの様に誤解してをらるゝ様な節がある。三月廿六日附群山日報紙上で『再び受場問題に就き仁取及當局に糾す』の所論を見て、群山市場の受場撤廃の動因は、當局の慾念に基き止なく決議せられた者の様にも思はれる。尤も過日所論の末尾に『總督府當局に向つて、左の反問を提示して擱筆したいと思ふ。二群延の受場撤廃を強要せる當局は云々』さあるにみて、當局より強要せられたものかと思はぬでもなかつたが、權限ある當局の指揮命令であれば、それは必ずや法規に準據して爲された事であろうから、我々として云爲するの限りでない。

本問題に就ては幸に三月二十一日附朝鮮新聞、及三月十六日附朝鮮毎日新聞紙上に、仁川商業會議所評議員古川文道氏が『不正の受場を彈壓すべし』の標題の下に我々のいはんご欲する處を餘蘊なく

論述せられてゐるので、我々の意見は全く同氏の所論と同様であるといふことを言明し、併せてこゝに古川氏が我々に深甚なる同情を寄せ、多忙裡に受場問題に就て實に條理整然と、その談博なる所見を發表せられたことは、誠に感謝措く能はざる處である。某氏が群山日報紙上において『今更かかる馬鹿々々しい議論を仁取の名の下に發表するを憚つて、特に同氏の談としたものであるか云々』と勝手に揣摩憶測して不見不知の間柄であり乍ら、苟くも仁川商業會議所評議員の要職にある同氏の人格に關するが如き、侮辱的言辭を臆面もなく、之を社會の公器である新聞紙上において弄せられたことは、某氏が如何に筆の人あらずとするも、誠に氏の爲に痛惜に堪へざる處で、こゝに一言古川君を紹介して、某氏の自省を促したい。古川氏はかつて仁川警察署の司法主任の要職にあり、その職務上種々の取引所事件を取扱はれ、實際上及法律上眞に研究をさげられ、我々の畏敬する取引所研究家である。從て氏にして初めて彼の條理整然たる所論を見る、誠に我々感謝に堪へない處である。然るに何ぞ、古川氏が朝鮮に取引所令なきのゆゑを前提として、定期取引の委託の代理媒介、又は取次をなすは自由營業であると論結せられた間然するなき理論を、強いて自我主觀的に馬鹿々々しい議論と罵評せられたことは、返す返すも遺憾の次第である。三月二十六日附群山日報紙上所論末尾に於て『我

々は再びその論法を學んで欲する處を自由に行はなければならぬ覺悟を定むる必要がある云々』と述べるゝに至つては、折角某氏が我々の蒙を啓かんがための懸河の辯も、遂に釋迦に說法して道を教へらるゝに等しい感なき能はずで、事の輕重本末を辨へず、只管受場問題の一點に集中し、自家市場の憲法である組合規約賣買規程に違反した行爲、即ちもつゞもつゞ現物市場としての根本的非違の問題であつて、仁川學校組合議員吉岡久氏が新聞紙上において、殖產局長に借問せられた重要な諸點に就ては何等の言及なく、よしあつたとしてもそれは自ら取引所を以て任じ、現物市場たるを非認するの言論を敢てせらるゝに至つては、それを眞面目な議論として受入れる譯に行かぬ、即ち某氏は仁川に取引所があり、群山に取引所がないのはそれ自體矛盾であるといはれるが、百歩を譲つてその前提が正しいとしても、故に現物市場は規約賣買規程を無視して、脱法行爲を敢てしても差支ないといふ結論は生じて來ない、何ざなれば現物市場と取引所とは、その本來經濟的使命を異にするからである過般三市場が大邱に會同して、規約賣買規程の變更を議せられたが、あれは全く現物市場非認の決議であり、自家市場の脱法行爲を自認し、且之を明るみにさらけ出されたものである。而して規約賣買規程の變更は總督の許可事項であるから、我々はその申請に對する當局の態度を靜觀しつゝ、徐ろに

對策を講じたい。我々の不平等待遇撤廢要望の理由に至つては、今更こゝに蛇足を加ふるの要なく、仁川公職者の各位が、連日新聞紙上にその所見を發表せられ、商業會議所に於いては評議員總會一致の決議を以て、總督あてに建議せらるゝあり府協議會員の各位は全員一致の決議を以て當局に反省を促さるゝ等我々の主張に多大の共鳴を辱ふしてゐる事は、感謝に堪へないところで朝鮮取引所界の現状があまりに無法無秩序であり、我々のみ不遇に座するに忍びず、事こゝに至つては事實を擧げて紊亂せる取引所行政の證左に供し、以て政治の公平を希望はんが爲に、勢ひそれが現物市場の脱法行爲論となるは致し方ないところで各市場に對しては氣の毒に堪へないが、某氏の言を借りば事實は神々雖、否定するこゝは出來ない次第であるから、此點は大いに諒させられ、虛心坦懐に御互に言辭を慎み、野卑に流れず、而して折角貴重の紙面を泥仕合に依つて塗抹するが如きこゝなきよう、而して飽迄も正々堂

々感情にはせず、その所信を披瀝して社會の判断に訴へ、以て朝鮮取引所行政刷新の一端に資し得れば幸甚の至りである。如上簡單乍ら卑見の一端を通じて某氏の反問に答へ、併せて君の健在を祈る。

我々は眞の

現物市場を要望

仁取不平等問題に就て

仁川穀物協議會長 加藤平太郎氏談

(朝鮮新聞、朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞)

今回仁取々引員組合が蹶起して、差別待遇撤廢を叫はるるゆゑんを接するに、誠に道理あることであり、我々は衷心からその不遇の境地にある各位に對して滿腔の同情を持し、その目的貫徹に向つて微力乍ら一臂の力を貸したいと思ふ。而して我々穀物營業者の立場から、朝鮮取引所界の現状を考察

するに、仁取を除いて、宛然空中樓閣的取引所の亂立せられてゐる感を深からしめる。即ち大邱群山釜山等の市場は、其名は現物市場であるが事實は清算市場であり、銘柄賣買であるべきが標準賣買であり、現物に依て決済せらるべきが差金決済であり、相對賣買であるべきが競賣である。而も監督の衝に當る當局が之を放置して、仁取のみ取引所として待遇し取引所稅を課し、恬然事足れりとするに至ては、全く取引所行政の紊亂その極にありで無策といはんか無方針といはんか、これでは全く現物市場も取引所も、互にその去就にまよひ、健實なる發達を企圖する上に右すべきか左すべきか、何等の施設も計畫も改善も徒らに當局の雲行を接するのみで、手の付け様もなく、變態的跋行を續けて行くところまで行くであらうが、それは現物市場取引所共にその目的に到達すること至難であり、米穀經濟を左右する取引所行政の紊亂は、朝

鮮の爲否邦家の爲に寔に慨嘆に堪へぬところで、ゆに過日我々仁川府協議會員一致の決議を以て、その秕政を鳴らして當局の反省を促さんとするに至つた次第である。過年各地に取引所設置の運動行はれ殊に群山の如き、會員株式の兩派互に鎬を削つて論争し、遂に知事の調停まであつた様に思ふが、兩三年來その運動も自然立消への状態になつてゐたが、今に及んで三市場は現物市場の根本規程變更を以て、取引所設置運動に代ゆるの方策に出た様に思はれる。我々は取引所設置の理由と現物市場設置の理由とは自ら逕庭あつて現物を取扱ふ商人としては、現物市場の設置を望むが當然のことで、取引所は保険擔保の掛繫に利用し、現物市場は採算的現實の需要を基礎に 取引所において自己の欲する銘柄の米を、受取ることの出來ない短所補ふを得ることが、現物商人として取引上市場を、必須の機關なりとする理由に歸納せなければ、今日の様に現物市場でありながら、現物の賣買に利用し得ら

れないことは 全く逆轉であつて、我々が先年仁川において現物市場の許可を申請し、更に過日その追願を爲したことは、全く投機市場たらしめず、實際鮮米の取引上統制ある實物市場を希望するゆゑんで、眞剣に現物商人の立場からかんがへるご、取引所における賣買取引が假需給を投合し、大量の取引で代替性廣汎な物品の取引であり、現物市場が實需給を投合し小量の取引で特定品の取引である處に、自ら利用者の立場を異にし目的を異なるものであつて、ひざしく市場規則に依つて許可せられた全鮮九箇所の現物市場が、悉く大邱群山釜山の様な現物市場にして、現物市場にあらざる行爲をなし得るといふ現状は、實に全鮮之投機ならざるはなしで、その恐るべき弊害に就て先般來各位が大聲叱呼せらるゝは幼稚なる朝鮮産業に顧み、今や各道に產業部を設置し、その隆興を企圖せんとするに際して一大警鐘であり、當局の耳朶を震撼し、必ずや警醒するところあるべきを信するが、現物市場がその規約賣買規程に違反しても、何等當局としてそれに制裁を課しないのは、折角之

を總督の許可事項とした趣旨を没却し、脱法行爲を公然行はしむる因由を爲すものであるから、余は卑見ながら規約賣買規程の反則處分を、その規約中に定めず、例へは臺灣市場規則にある如く、之を市場規則中に定め行政上の取締のみならず、司法權の發動を容易ならしむるの規程としたならば、その取締の完璧は期せられや、もすれば、現物市場が投機市場化せんとするの傾向を抑壓し得て、眞の現物市場としてその機能を全ふし、取引所併立して兩々唇齒輔車の如く、米穀取引上必須の機關として大いに利用せられ役立つものとなるが、伸縮寛嚴自在の行政的取締は有利なる反面、その人に依りその方針に依り、その場合に依つて變化があり、取締を受ける方面からも時に去就にまよふ弊害もあるから、現物市場たるの大綱は例へば、差金授受に依つて決済を爲すを得ざるが如き、是非共市場規則中に定め反則を未然に防退すべきである。我々は米穀當業者として眞に現物市場の必要を感じてゐる。それは前陳の通り取引所に在いては、自己の欲する銘柄の米を求むるを得ざる缺陷があり、實際の需要を充たすことが出來ないからである。而して我々が現物市場設置の追願をしてゐるのは、全く此の意味に在ける現物市場を欲求してゐるのであつて、おこがましいび分であるが、眞摯な現物

市場を實現し以て全鮮にその範をたれ、當局をして成る程ご首肯せしめ、蜃氣樓的鶴的現物市場を速かに霧散せしめたいと思つてゐるがゆゑに、我々は今回仁取の要望に對しては、單に仁取の權益擁護の立場からのみでなく、全鮮市場の淨化、それが米穀取引の統制刷所改善となる大なる見地を抱負を以て、大いに共鳴する處である云々。

仁取差別撤廢問題

罪は當局にある

仁川府協議員 丹羽茂三郎氏談

(朝鮮新聞、朝鮮商工新聞、朝鮮毎日新聞)

過般來各新聞紙上に發表された、公職者各位の所見を見て、かねて取引員各位が延市場の跋扈が、仁取不振の最大因であると云はれたことを如實に痛感した。而して其の延市場なるものが總督の許可

せられた條件を、全然無視して自由放肆な行動を敢てしつゝあるに對し、當局は何等の制裁を加へないに至つて啞然たらざるを得ない。之を仁取の歴史に見るに稅令の取締は勿論、警察の取締も可なり峻烈に加へられた。其の犠牲の數々をこゝに擧げることは、誠に悲痛の極みであるが、差別待遇問題に就て、當局の一考をわづらはさんが爲め其の二三を述べんに、嘗て仁取にも延市場の受場設置問題の様に京城に二三の受場が出來たことがある。所が警察の嚴重な取締に依つて笠目某外二名（特に名を祕す）が體刑に處せられ、刑餘の人となつた。そうして受場は閉鎖されたが、次ぎに起つた問題は仁取の有力取引員全部が多年慣行せられて居た値間金問題で、悉く引致せられ遂に放免にはなつたが此の間長いものは六ヶ月餘も末決に抛り込まれて居た。そして稅令實施後に於ては、僅少な呑行爲の爲めに罰金に處せられ、廢業したもの二名あり、仁取が今日の基礎を築き統制ある取引所となつたのは、實に如上受難の時代を切り抜けて來たお蔭である。而して今日の取引所は會社と云ひ取引員と云ひ、資產信用共に充實し、内地取引所にも稀にみる程洗練せられて居る。即ち特許營業者として資格を具備し、毫末も缺くる所がない。然るに日々其の業績振はざるは、環境の不良に掲げ加ふる延市場の跋扈である。試みに、全鮮に於ける米穀の清算取引量を推算するに、少くとも六千萬石を降るま

い。勿論之は春の量も内輪に見積つてのことであるが、仁取が年千二百萬石の出來高であるから、朝鮮唯一の取引所が其の吸收する量は僅々五分の一に過ぎない。換言すれば仁取の權益五分の四は、延市場の脱法行爲に依つて蹂躪せられてゐるのである。而して事こゝに至らしめたのは誰の罪でもない。全く當局の罪だ。抑々現物市場なるものに對してあまりに放漫でせる。昭和時代に如斯不公平極まる政治がここにあるか、先般來本問題に對する諸氏の論鋒は、可なりするごく當局に向けられ、腐敗し切つた市場を剔抉して餘りありだ。仁取の取引員諸君が差別撤廢を叫び、平等則差別にせよと要望するのは誠に無理からぬことで、我々仁川府民は舉つて之を援助し、其の目的の貫徹を期すべきである、云々。

差別問題

仁川府民の輿論

日を逐ふて熾烈化し

正副會頭が近く陳情に上城

(朝鮮新聞)

(仁川)の報——仁取々引員に對する本府當局の不平等待遇撤廢問題は、今や仁川六萬府民の輿論を
 化し、飽くまで所期の目的を貫徹すべく、日を追ふて運動も熾烈さなりつゝあるが、仁川商議吉田、
 太田の正副兩會頭及岡本書記長は、十三日午前仁川發上城諸種の調査材料をもたらして、本府に齊藤
 總督を訪問、該問題に對する陳情をなす事となつてゐる。

發行所	株式會社商業通信社
發行人兼編輯人	井上新一郎
印刷人	飯野虎吉
印刷所	東京市麹町区内幸町二ノ三 ダイヤモンド社印刷部
東京市日本橋區鰯殼町一ノ七	東京市芝區白金三光町三三五番地
昭和五年四月二十四日印刷	昭和五年四月二十七日發行

終

